

平成29年度

# 市税概要

厚木市



# 厚木市民憲章

(昭和39年2月1日制定)

大山を仰ぎ、相模川の流に臨む郷土、ここに生きるわたくしたち厚木市民は、先人の努力をうけつぎ、県央の近代都市としての発展をめざして、この憲章をかかげ力強く前進しましょう。

- 一、わたくしたち厚木市民は、花や緑を愛し、きれいなまちをつくりましょう。
- 一、わたくしたち厚木市民は、たがいに敬い愛しあい、善意に満ちた家庭とまちをつくりましょう。
- 一、わたくしたち厚木市民は、教養をゆたかにし、文化の高いまちをつくりましょう。
- 一、わたくしたち厚木市民は、健康ではたらき、力あふれるまちをつくりましょう。
- 一、わたくしたち厚木市民は、進んできまりを守り、住みよいまちをつくりましょう。

# 目 次

## 第 1 章 総 括

1	市の概況 .....	5
( 1 )	厚木市の位置 .....	5
( 2 )	市域の変遷 .....	5
2	人口・世帯数の推移 .....	6
3	平成 2 9 年度一般会計歳入歳出予算 ( 当初 ) .....	7
4	平成 2 9 年度一般会計歳入歳出予算構成図 ( 当初 ) .....	8
5	平成 2 8 年度一般会計・特別会計歳入歳出決算総括表 .....	9
6	平成 2 8 年度一般会計歳入決算額 .....	10
7	平成 2 8 年度一般会計歳出決算額 .....	11

## 第 2 章 賦 課

8	市税当初予算額前年度対比表 .....	13
9	平成 2 9 年度市税歳入予算額の構成 ( 当初 ) .....	14
10	平成 2 8 年度市税歳入決算額の構成 .....	15
11	市税収入の推移 .....	16
12	市税伸長状況表 .....	16
13	市税の伸長率 .....	17
14	徴税費に関する調べ ( 年度比較 ) .....	18
15	個人市民税・県民税 .....	19
( 1 )	個人市民税・県民税の当初調定額の推移 ( 6 月末 ) .....	19
( 2 )	個人市民税納税義務者の内訳 ( 当初現年分 ) .....	20
( 3 )	課税標準所得別納税義務者数 ( 当初 ) .....	20
( 4 )	課税標準額所得割等に関する調べ .....	21
( 5 )	退職所得の分離課税に係る所得割額等に関する調べ ( 6 月末まで ) ...	22
( 6 )	課税標準額段階別納税義務者数 ( 当初 ) .....	23
( 7 )	課税標準額段階別総所得金額 ( 当初 ) .....	24
( 8 )	事業専従者に関する調べ .....	25
16	法人市民税 .....	26
( 1 )	税率別調定額前年度対比表 .....	26
( 2 )	調定額の推移 .....	27
( 3 )	月別調定額前年度対比表 .....	28

17	固定資産税・都市計画税	29
(1)	固定資産税・都市計画税に関する調べ(当初)	29
(2)	土地に関する概要調書	30
(3)	宅地に関する調べ	32
(4)	家屋に関する概要調書	33
(5)	償却資産に関する概要調書	34
(6)	土地の年度別構成比	35
(7)	家屋の棟数及び床面積調べ	35
18	軽自動車税	36
(1)	軽自動車税に関する調べ(当初)	36
(2)	軽自動車税に関する調べ(当初・四輪内訳)	37
(3)	軽自動車税車種別台数及び調定額の推移(当初)	38
19	市たばこ税に関する調べ	39
20	入湯税に関する調べ	40

### 第3章 納 税

21	市税収入実績調べ	44
22	督促状発送状況調べ	46
23	滞納処分執行状況調べ	47

### 第4章 その他の資料

24	市税証明等発行件数	50
25	行政機構と税務事務分掌	51
26	税務職員係別人員調べ	55
27	電算事務実施状況	56
28	市税の税率等一覧表(平成29年度)	57
29	市税税率の変遷	58



# 第 1 章 総括



厚 木 市 章

( 昭 和 30 年 3 月 22 日 制 定 )

あつぎの3字と鮎3尾をもってあの字型を図案化し、市民の和合と発展を象徴しています。

1 市の概況

平成29年4月1日現在

(1) 厚木市の位置



方位	経度	地名	方位	緯度	地名
極東	東経 139° 22' 45"	下依知	極北	北緯 35° 31' 41"	上依知
極西	東経 139° 13' 42"	七沢	極南	北緯 35° 23' 41"	戸田

事務所の位置	東経	北緯	海拔
市庁舎(中町3-17-17)	139° 21' 44"	35° 26' 34"	20.3m

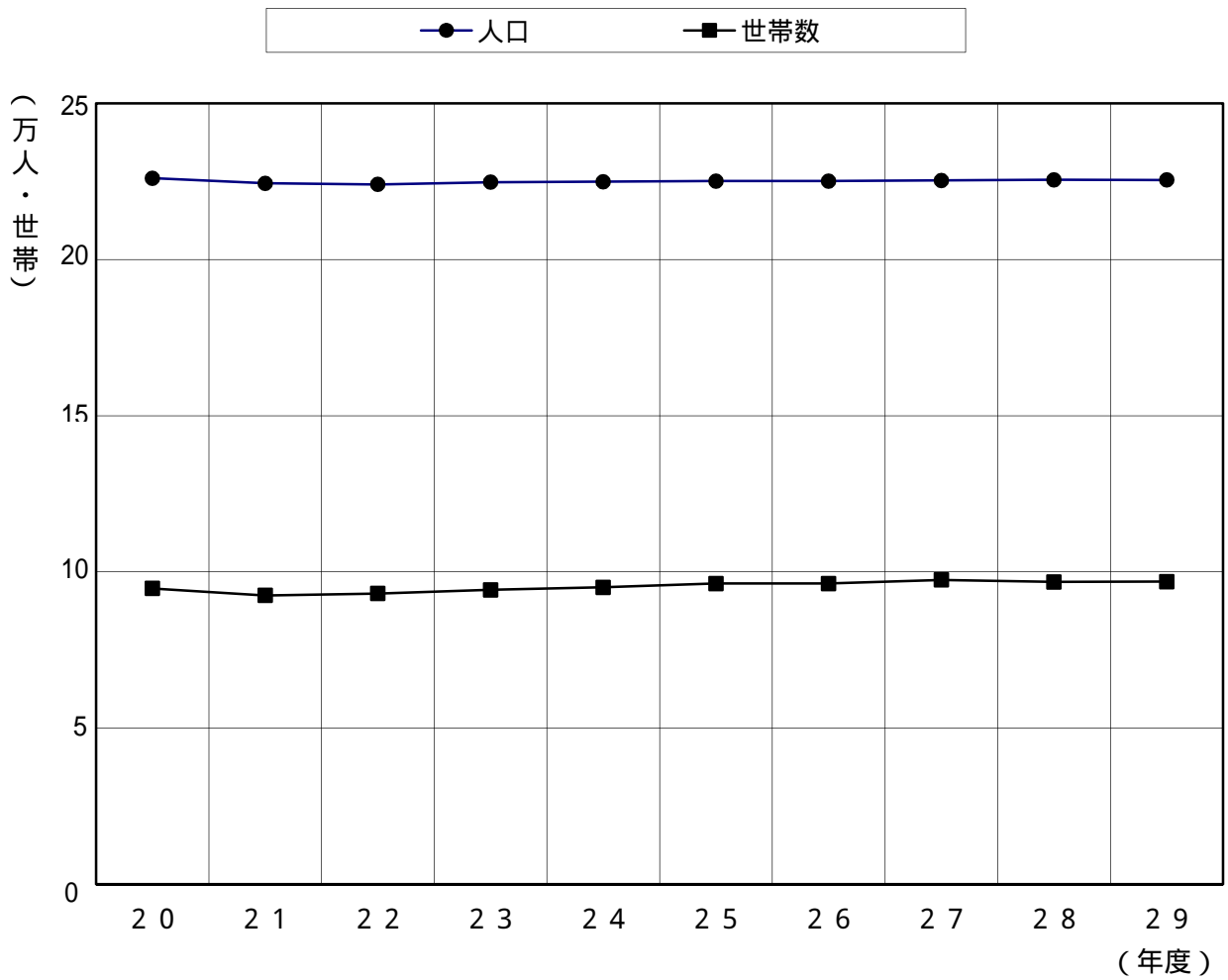
方向	東西	南北
距離	13.76 km	14.71 km

(2) 市域の変遷

年月日	事項	面積	人口
昭和30年2月1日	厚木町、南毛利村、睦合村、小鮎村及び玉川村が合併し、市制施行	56.50 km <sup>2</sup>	31,295 人
昭和30年7月8日	相川村、依知村を編入	74.90 km <sup>2</sup>	39,409 人
昭和31年9月30日	荻野村を編入	92.69 km <sup>2</sup>	44,652 人
昭和35年10月1日	国勢調査、国土地理院調査	92.84 km <sup>2</sup>	46,239 人
昭和46年9月1日	愛川町との境界を変更	92.86 km <sup>2</sup>	88,330 人
昭和50年5月1日	伊勢原市との境界を変更	92.86 km <sup>2</sup>	106,923 人
平成2年9月1日	国土地理院調査	93.83 km <sup>2</sup>	196,487 人
平成12年10月1日	国勢調査	93.83 km <sup>2</sup>	217,369 人
平成17年10月1日	国勢調査	93.83 km <sup>2</sup>	222,403 人
平成22年10月1日	国勢調査	93.83 km <sup>2</sup>	224,420 人
平成26年10月1日	国土地理院調査	93.84 km <sup>2</sup>	225,166 人



## 2 人口・世帯数の推移



(各年10月1日現在)

区分 年度	世帯数	人		
		総数	男	女
20	94,325	226,419	118,581	107,838
21	94,706	226,059	118,182	107,877
22	92,476	224,420	116,927	107,493
23	93,064	224,101	116,553	107,548
24	94,225	224,776	116,889	107,887
25	95,054	224,954	116,929	108,025
26	96,281	225,166	117,052	108,114
27	97,443	225,347	117,130	108,217
28	96,767	225,541	116,511	109,030
29	98,145	225,693	116,655	109,038

3 平成29年度一般会計歳入歳出予算(当初)

歳入 (単位:千円・%)

款別	予算額	構成比
5市税	43,291,082	53.6
10地方譲与税	499,000	0.6
15利子割交付金	52,000	0.1
18配当割交付金	180,000	0.2
21株式等譲渡所得割交付金	143,000	0.2
24地方消費税交付金	4,586,000	5.7
27ゴルフ場利用税交付金	150,000	0.2
30自動車取得税交付金	150,000	0.2
33地方特例交付金	136,000	0.2
35地方交付税	30,000	0.0
40交通安全対策特別交付金	39,000	0.0
45分担金及び負担金	578,376	0.7
50使用料及び手数料	1,457,420	1.8
55国庫支出金	11,382,504	14.1
60県支出金	4,428,305	5.5
65財産収入	180,725	0.2
70寄附金	200,000	0.2
75繰入金	1,736,881	2.1
80繰越金	1,600,000	2.0
85諸収入	4,269,307	5.3
90市債	5,710,400	7.1
合計	80,800,000	100.0

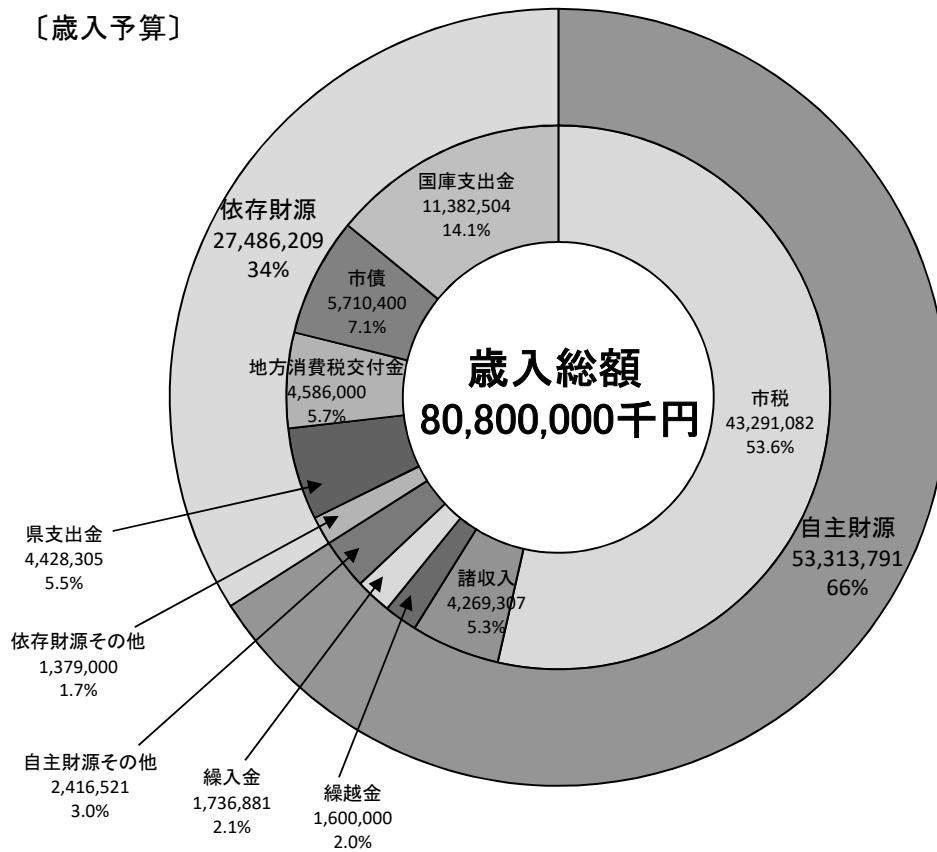
歳出 (単位:千円・%)

款別	予算額	構成比
5議会費	463,444	0.6
10総務費	8,060,538	10.0
15民生費	32,673,996	40.4
20衛生費	7,568,724	9.4
25労働費	293,468	0.3
30農林水産業費	786,712	1.0
35商工費	3,207,238	4.0
40土木費	11,364,968	14.1
45消防費	3,122,606	3.8
50教育費	7,112,615	8.8
60公債費	6,045,691	7.5
70予備費	100,000	0.1
合計	80,800,000	100.0

4 平成29年度一般会計歳入歳出予算構成図（当初）

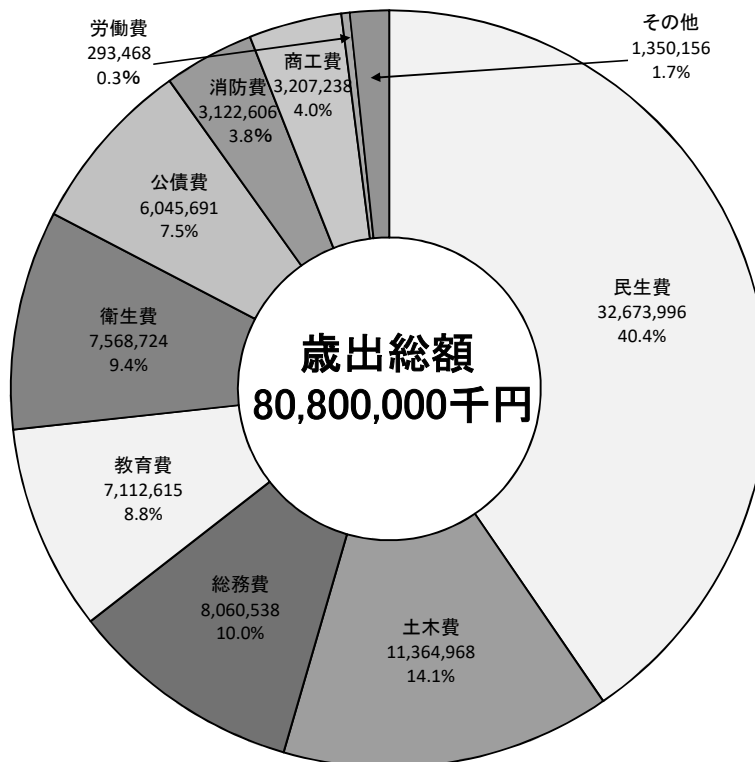
〔歳入予算〕

(単位:千円)



〔歳出予算〕

(単位:千円)



5 平成28年度一般会計・特別会計歳入歳出決算総括表

(歳入)

(単位：円)

会計区分	予算現額 (A)	決算額 (B)	増減 (B) - (A)	
一般会計	87,053,243,678	82,510,428,664	4,542,815,014	
特別会計	公共用地取得事業	595,178,000	566,174,996	29,003,004
	後期高齢者医療事業	2,424,966,000	2,377,295,154	47,670,846
	国民健康保険事業	29,033,652,000	28,436,595,342	597,056,658
	介護保険事業	12,803,220,000	12,285,462,160	517,757,840
	公共下水道事業	6,228,426,000	5,468,589,140	759,836,860
	小計	51,085,442,000	49,134,116,792	1,951,325,208
	合計	138,138,685,678	131,644,545,456	6,494,140,222

(歳出)

(単位：円)

会計区分	予算現額 (A)	決算額 (B)	増減 (A) - (B)	
一般会計	87,053,243,678	78,957,642,575	8,095,601,103	
特別会計	公共用地取得事業	595,178,000	565,616,775	29,561,225
	後期高齢者医療事業	2,424,966,000	2,358,590,041	66,375,959
	国民健康保険事業	29,033,652,000	28,057,771,840	975,880,160
	介護保険事業	12,803,220,000	11,869,607,440	933,612,560
	公共下水道事業	6,228,426,000	5,232,165,398	996,260,602
	小計	51,085,442,000	48,083,751,494	3,001,690,506
	合計	138,138,685,678	127,041,394,069	11,097,291,609

## 6 平成28年度一般会計歳入決算額

(単位：円・%)

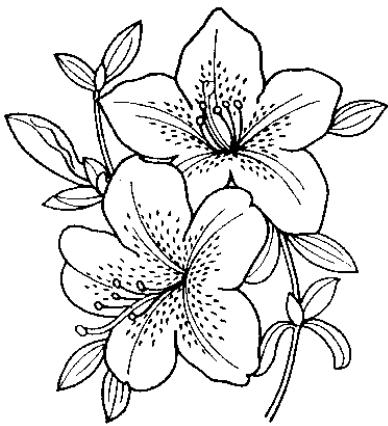
款 別	当初予算額 (千円)	予算現額 (A)	調 定 額	収入済額 (B)	収入済額 の構成比	収入割合 (B)／(A)
5 市 税	43,303,627	43,758,627,000	44,686,807,536	43,666,622,145	52.9	99.8
10 地方譲与税	473,000	473,000,000	512,433,001	512,433,001	0.6	108.3
15 利子割交付金	52,000	52,000,000	29,462,000	29,462,000	0.0	56.7
18 配当割交付金	180,000	180,000,000	153,472,000	153,472,000	0.2	85.3
21 株式譲渡所得割 交 付 金	143,000	143,000,000	95,023,000	95,023,000	0.1	66.4
24 地方消費税 交 付 金	4,586,000	4,586,000,000	4,283,231,000	4,283,231,000	5.2	93.4
27 ゴルフ場利用 税 交 付 金	150,000	150,000,000	139,760,016	139,760,016	0.2	93.2
30 自動車取得税 交 付 金	150,000	150,000,000	222,899,000	222,899,000	0.3	148.6
33 地方特例 交 付 金	152,000	152,000,000	144,951,000	144,951,000	0.2	95.4
35 地方交付税	30,000	30,000,000	24,072,000	24,072,000	0.0	80.2
40 交通安全対策 特別交付金	37,000	37,000,000	39,805,000	39,805,000	0.0	107.6
45 分担金及び 負 担 金	606,240	606,240,000	579,501,963	563,977,364	0.7	93.0
50 使用料及び 手 数 料	1,446,132	1,446,132,000	1,445,865,204	1,407,464,764	1.7	97.3
55 国庫支出金	12,153,007	13,322,598,000	11,707,315,950	11,707,315,950	14.2	87.9
60 県 支 出 金	4,432,289	4,807,796,000	4,448,708,475	4,448,708,475	5.4	92.5
65 財 産 収 入	191,633	198,578,000	219,073,684	219,049,984	0.3	110.3
70 寄 附 金	5,642	225,642,000	256,362,960	256,362,960	0.3	113.6
75 繰 入 金	667,168	405,996,000	401,595,437	401,595,437	0.5	98.9
80 繰 越 金	1,200,000	4,305,599,678	4,305,599,854	4,305,599,854	5.2	100.0
85 諸 収 入	4,125,162	4,116,535,000	4,970,362,573	4,674,723,714	5.7	113.6
90 市 債	6,496,100	7,906,500,000	5,213,900,000	5,213,900,000	6.3	65.9
合 計	80,580,000	87,053,243,678	83,880,201,653	82,510,428,664	100.0	94.8

7 平成28年度一般会計歳出決算額

(単位：円・%)

款 別	当初予算額 (千円)	予算現額 (A)	支出済額 (B)	不用額 (含繰越額)	支出済額 の構成比	支出割合 (B)／(A)
5 議 会 費	466,668	466,976,000	446,476,159	20,499,841	0.6	95.6
10 総 務 費	7,604,520	9,595,811,477	8,905,458,178	690,353,299	11.3	92.8
15 民 生 費	31,782,575	34,154,587,412	31,600,655,668	2,553,931,744	40.0	92.5
20 衛 生 費	7,590,847	8,884,989,000	8,619,408,196	265,580,804	10.9	97.0
25 労 働 費	285,328	309,450,000	289,287,786	20,162,214	0.4	93.5
30 農林水産業費	849,247	868,534,944	733,881,809	134,653,135	0.9	84.5
35 商 工 費	3,183,272	3,175,477,800	3,097,646,981	77,830,819	3.9	97.5
40 土 木 費	11,477,544	11,128,445,085	8,374,477,137	2,753,967,948	10.6	75.3
45 消 防 費	3,009,631	3,179,032,191	3,029,917,278	149,114,913	3.9	95.3
50 教 育 費	8,333,994	9,360,776,714	8,077,038,219	1,283,738,495	10.2	86.3
60 公 債 費	5,896,374	5,892,455,000	5,783,395,164	109,059,836	7.3	98.1
70 予 備 費	100,000	36,708,055	0	36,708,055	—	—
合 計	80,580,000	87,053,243,678	78,957,642,575	8,095,601,103	100.0	90.7

## 第 2 章 賦 課



市の花 さつき  
(昭和 44 年 2 月 1 日制定)

さつき (シャクナゲ科)

日本の原産で、関東以西各地に生育し、花は一重、八重、大盃、絞りなど各種園芸品種が多く 6 ~ 7 月に色とりどりの花が開花します。

さつきは主に盆栽、庭園樹、公園に使われ、通常挿木で繁殖し、気候的に本市にふさわしく栽培も簡単です。

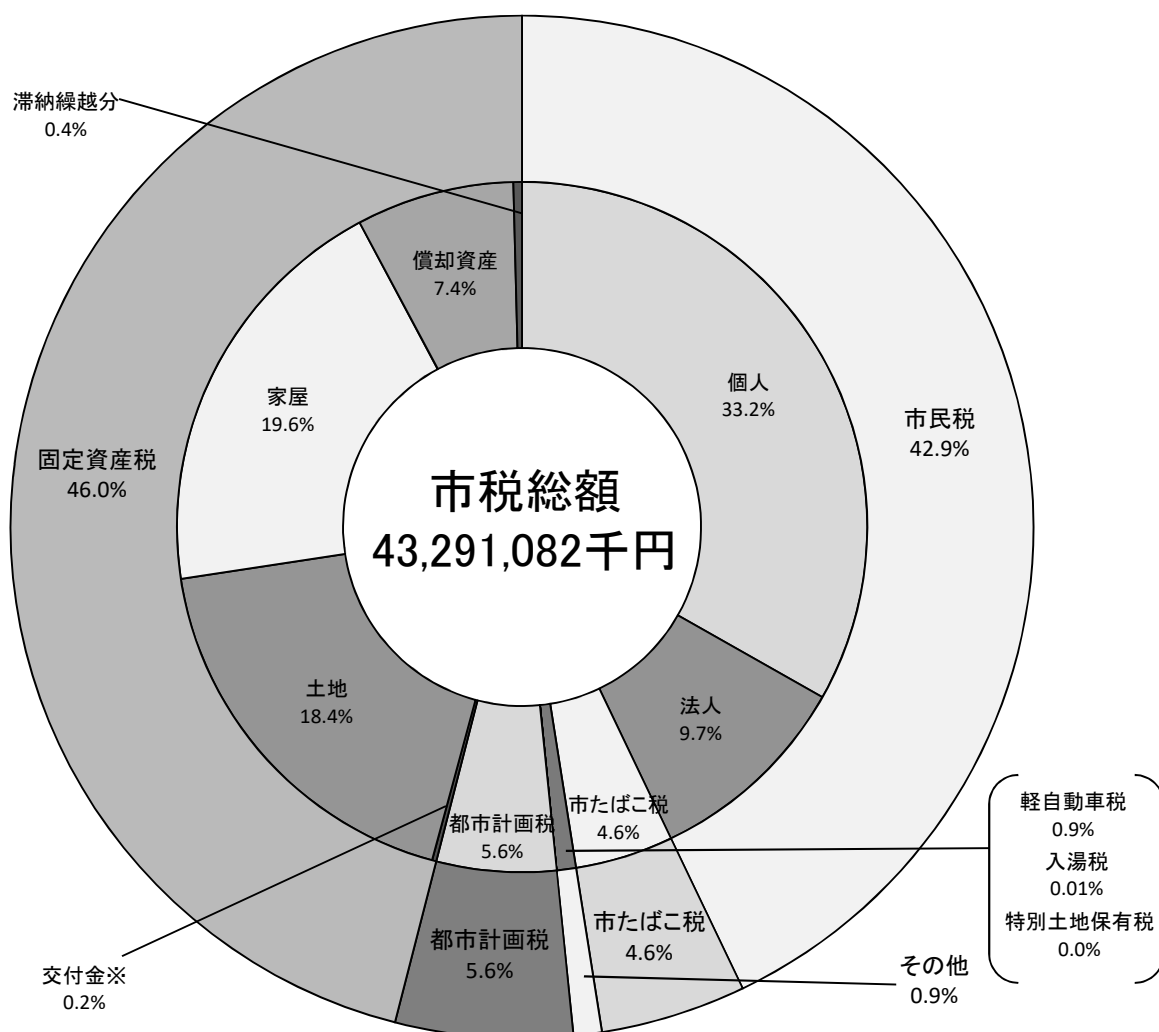
8 市税当初予算額前年度対比表

(単位：千円・%)

税 目		年 度	29	28	対前年度比
市 民 税			18,600,001	18,811,739	98.9
個 人	現年課税分		14,150,000	14,100,000	100.4
	滞納繰越分		239,003	331,064	72.2
法 人	現年課税分		4,200,000	4,370,000	96.1
	滞納繰越分		10,998	10,675	103.0
固 定 資 産 税			19,876,872	19,778,783	100.5
土地家屋 償却資産	現年課税分		19,605,000	19,457,000	100.8
	滞納繰越分		179,872	229,783	78.3
国有資産等所在市町村交付金			92,000	92,000	100.0
軽 自 動 車 税			381,745	330,424	115.5
	現年課税分		377,538	325,408	116.0
	滞納繰越分		4,207	5,016	83.9
市 た ば こ 税			1,985,789	1,952,892	101.7
	現年課税分		1,985,788	1,952,891	101.7
	滞納繰越分		1	1	100.0
特 別 土 地 保 有 税			1	1	100.0
	現年課税分		0	0	-
	滞納繰越分		1	1	100.0
入 湯 税			5,881	4,201	140.0
	現年課税分		5,880	4,200	140.0
	滞納繰越分		1	1	100.0
都 市 計 画 税			2,440,793	2,425,587	100.6
土地家屋	現年課税分		2,418,000	2,393,000	101.0
	滞納繰越分		22,793	32,587	69.9
現 年 課 税 分 計			42,834,206	42,694,499	100.3
滞 納 繰 越 分 計			456,876	609,128	75.0
市 税 総 計			43,291,082	43,303,627	100.0



9 平成29年度市税歳入予算額の構成（当初）

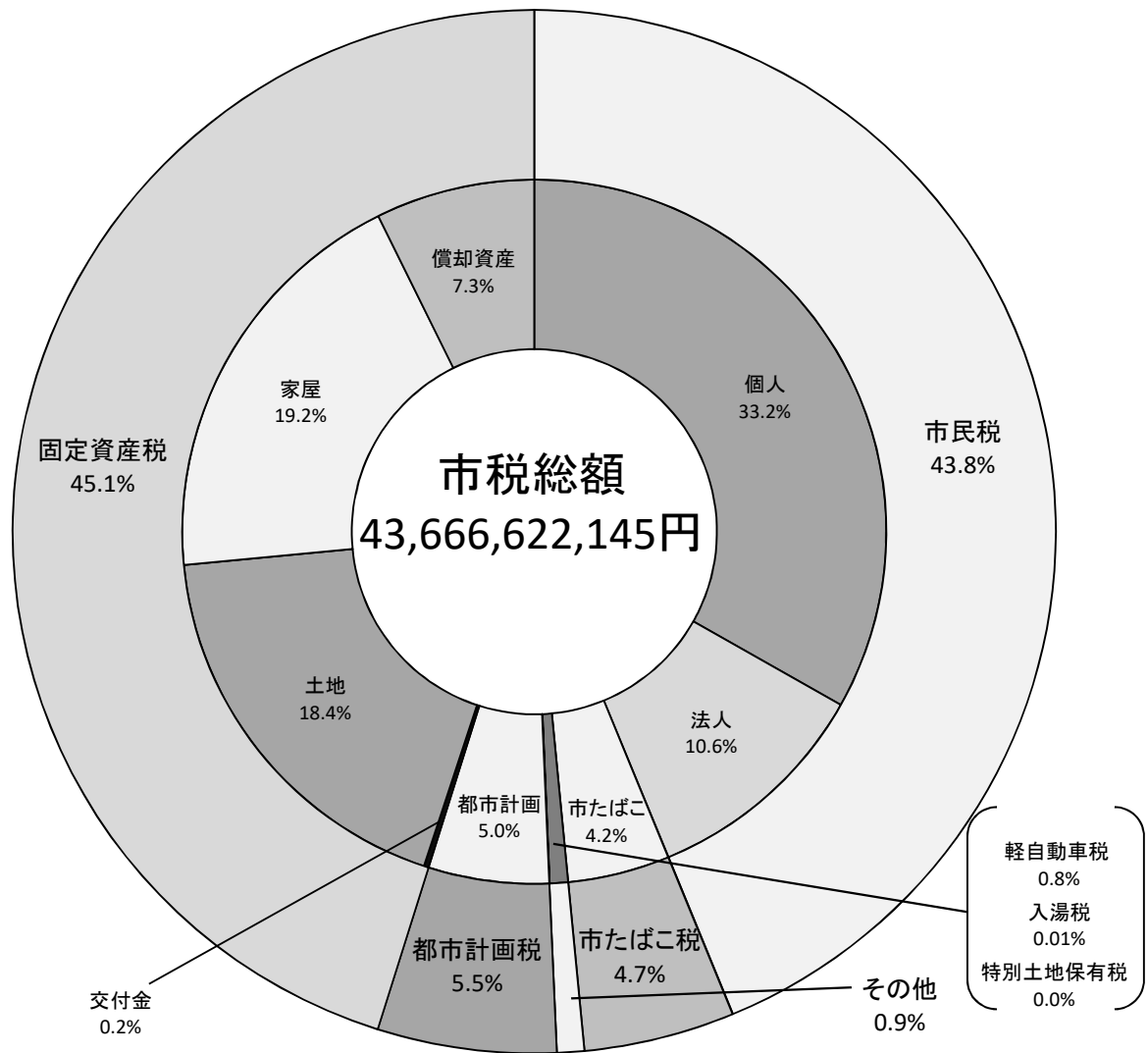


（単位：千円・％）

税目	区分	予 算 額			
		平成29年度	平成28年度	比較増減	対前年度比
1 普通税	市民税	40,844,408	40,873,839	△ 29,431	99.9
	個人	18,600,001	18,811,739	△ 211,738	98.9
	法人	14,389,003	14,431,064	△ 42,061	99.7
	固定資産税	4,210,998	4,380,675	△ 169,677	96.1
	固定資産税	19,876,872	19,778,783	98,089	100.5
	固定資産税	19,784,872	19,686,783	98,089	100.5
	交付金※	92,000	92,000	0	100.0
	軽自動車税	381,745	330,424	51,321	115.5
	市たばこ税	1,985,789	1,952,892	32,897	101.7
	特別土地保有税	1	1	0	100.0
2 目的税	入湯税	2,446,674	2,429,788	16,886	100.7
	都市計画税	5,881	4,201	1,680	140.0
	都市計画税	2,440,793	2,425,587	15,206	100.6
合計	43,291,082	43,303,627	△ 12,545	100.0	

※国有資産等所在市町村交付金

10 平成28年度市税歳入決算額の構成



(単位：円・%)

税目	区分	決 算 額			
		平成28年度	平成27年度	比較増減	対前年度比
1 普通税	市民税	41,242,180,393	45,327,220,015	△ 4,085,039,622	91.0
	個人	19,116,678,486	23,399,392,066	△ 4,282,713,580	81.7
	法人	14,488,418,927	14,607,277,800	△ 118,858,873	99.2
	固定資産税	4,628,259,559	8,792,114,266	△ 4,163,854,707	52.6
	固定資産税	19,712,789,854	19,637,510,944	75,278,910	100.4
	固定資産税	19,618,252,454	19,544,543,244	73,709,210	100.4
	交付金※	94,537,400	92,967,700	1,569,700	101.7
	軽自動車税	368,100,063	303,247,865	64,852,198	121.4
	市たばこ税	2,044,611,990	1,987,069,140	57,542,850	102.9
	特別土地保有税	0	0	0	—
2 目的税	入湯税	2,424,441,752	2,415,426,495	9,015,257	100.4
	入湯税	5,543,100	4,722,300	820,800	117.4
	都市計画税	2,418,898,652	2,410,704,195	8,194,457	100.3
合計		43,666,622,145	47,742,646,510	△ 4,076,024,365	91.5

※国有資産等所在市町村交付金

## 1 1 市税収入の推移

(単位：千円)

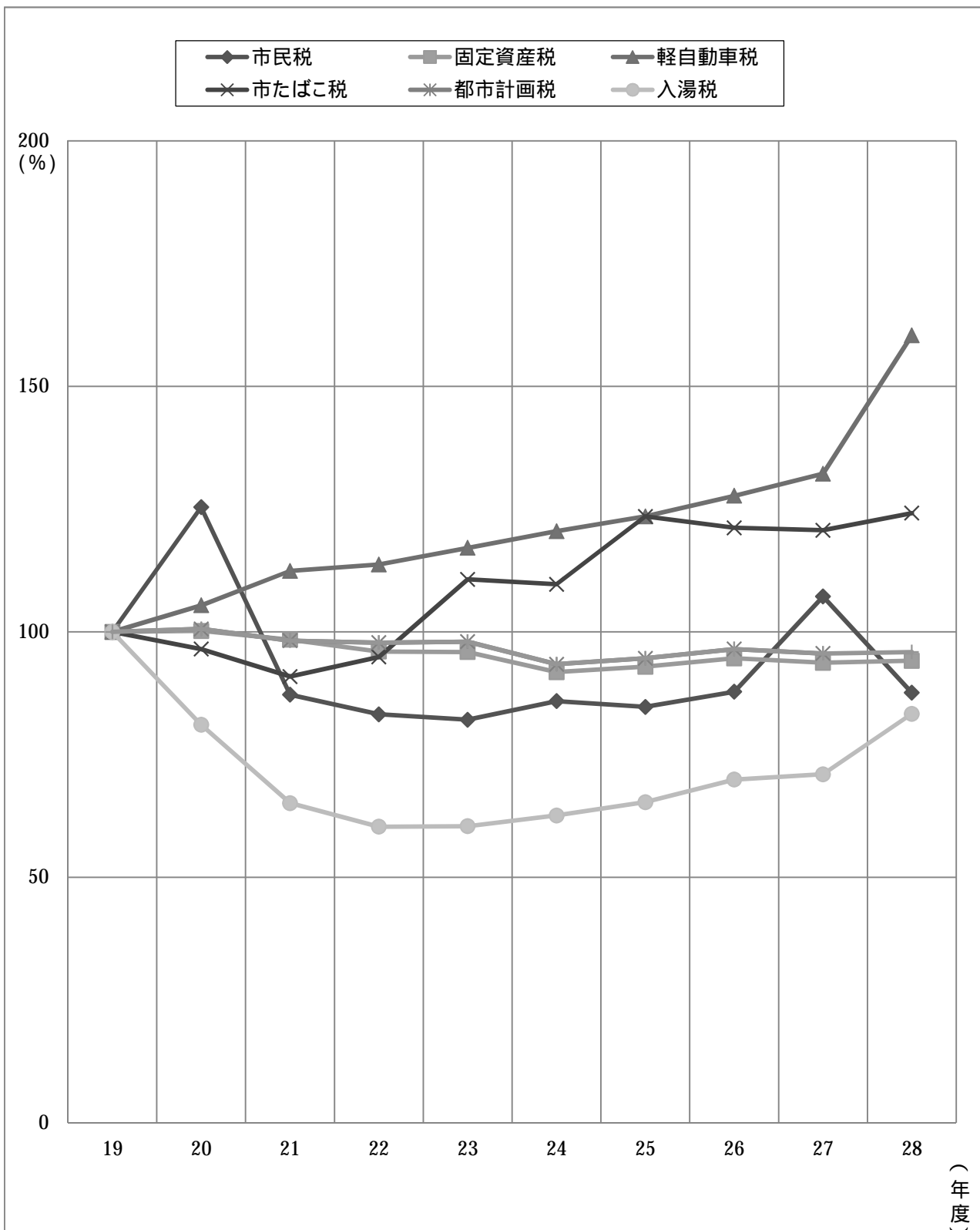
区分 年度	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額
24	42,685,070	46,149,619	42,418,979	382,121	3,348,518
25	42,531,633	45,881,081	42,647,211	500,288	2,733,581
26	42,947,473	45,847,226	43,688,963	224,125	1,934,137
27	47,352,182	49,233,833	47,742,646	216,849	1,274,337
28	43,758,627	44,686,807	43,666,622	114,252	905,932

## 1 2 市税伸長状況表

(単位：%)

区分 年度	市税予算現額の伸び率	市税収入済額の伸び率	徴 収 率 (対調定額)	人口の伸び率 (1月1日現在)
24	99.4	99.6	91.9	100.3
25	99.6	100.5	93.0	100.0
26	101.0	102.4	95.3	100.1
27	110.3	109.3	97.0	100.2
28	92.4	91.5	97.7	99.9

### 1.3 市税の伸長率



平成19年度の決算額を100としたときの平成28年度の数値

市民税	固定資産税	軽自動車税	市たばこ税	特別土地保有税	入湯税	都市計画税
87.6	94.1	160.4	124.2	0.0	83.3	95.9

#### 14 徴税費に関する調べ（年度比較）

（単位：千円）

区 分		年 度	28	区 分	年 度	27
税収入額	(1) 市 税		43,666,622	税収入額	(1) 市 税	47,742,647
	(2) 個人 の 県 民 税		9,650,900		(2) 個人 の 県 民 税	9,734,128
	(3) 合 計		53,317,522		(3) 合 計	57,476,775
徴 人件費	(4) 基 本 給		274,764	徴 人件費	(4) 基 本 給	265,594
	(5) 諸 手 当		255,881		(5) 諸 手 当	228,021
	ア 超 過 勤 務 手 当		56,832		ア 超 過 勤 務 手 当	41,405
	イ 税 務 特 別 手 当		0		イ 税 務 特 別 手 当	0
	ウ そ の 他 の 手 当		199,049		ウ そ の 他 の 手 当	186,616
	(6) そ の 他		97,928		(6) そ の 他	82,635
	(7) 小 計		628,573		(7) 小 計	576,250
税 需用費	(8) 旅 費		402	税 需用費	(8) 旅 費	511
	(9) 賃 金		0		(9) 賃 金	0
	(10) そ の 他		10,575		(10) そ の 他	10,600
	(11) 小 計		10,977		(11) 小 計	11,111
徴 報奨金 及び これに 類する 経費	(12) 納期前納付の報奨金		0	徴 報奨金 及び これに 類する 経費	(12) 納期前納付の報奨金	0
	(13) 納税貯蓄組合補助金		200		(13) 納税貯蓄組合補助金	200
	(14) 納 税 奨 励 金		0		(14) 納 税 奨 励 金	0
	(15) そ の 他		0		(15) そ の 他	0
	(16) 小 計		200		(16) 小 計	200
	(17) そ の 他		0		(17) そ の 他	0
(18) 合 計		639,750	(18) 合 計	587,561		
県税徴収 取 扱 費	(19) 納税義務者数を基準にした額		343,062	県税徴収 取 扱 費	(19) 納税義務者数を基準にした額	340,813
	(20) 報奨金の額に相当する金額		0		(20) 報奨金の額に相当する金額	0
	(21) 合 計		343,062		(21) 合 計	340,813
(22) 市税徴収取扱費 (18) - (21)			296,688	(22) 市税徴収取扱費 (18) - (21)		246,748
税収入額に対する徴税費の割合	(23) (18) / (3)		1.2%	税収入額に対する徴税費の割合	(23) (18) / (3)	1.0%
	(24) (22) / (1)		0.7%		(24) (22) / (1)	0.5%
徴税職員数4月1日現在			73人	徴税職員数4月1日現在		72人

# 15 個人市民税・県民税

## (1) 個人市民税・県民税の当初調定額の推移(6月末)

(単位：人・千円・%)

区 分		年 度	25	26	27	28	29
納税義務者数	普通徴収		34,664	32,772	31,347	24,254	23,721
	給与特別徴収		60,816	61,604	65,306	73,801	75,221
	年金特別徴収		14,042	15,795	14,670	14,975	15,425
	計		109,522	110,171	111,323	113,030	114,367
税 額	市 民 税	普通徴収					
		均等割	107,338	122,604	112,698	88,679	85,814
		所得割	3,883,432	3,890,558	3,619,669	2,868,677	2,817,661
		給与特別徴収					
		均等割	179,094	207,159	223,059	249,682	257,978
		所得割	9,199,250	9,154,584	9,505,025	10,216,469	10,442,347
		小計	14,049,839	14,077,461	14,158,474	14,135,159	14,347,789
	県 民 税	普通徴収					
		均等割	46,652	63,024	57,951	45,605	44,133
		所得割	2,603,793	2,608,264	2,426,717	1,923,132	1,888,990
		給与特別徴収					
		均等割	77,611	104,318	114,721	128,415	132,678
		所得割	6,170,682	6,140,447	6,375,703	6,852,075	7,004,818
小計		9,346,291	9,380,090	9,435,914	9,419,103	9,561,836	
市・県民税	普通徴収						
	均等割	153,990	185,628	170,649	134,284	129,947	
	所得割	6,487,225	6,498,822	6,046,386	4,791,809	4,706,651	
	給与特別徴収						
	均等割	256,705	311,477	337,780	378,097	390,656	
	所得割	15,369,932	15,295,031	15,880,728	17,068,544	17,447,165	
	小計	23,396,130	23,457,551	23,594,388	23,554,262	23,909,625	
伸 び 率		100.3	100.2	100.6	99.8	101.5	
特定あん分率 (県)		39.94	39.98	39.99	39.98	39.99	

※平成26年度の納税義務者数については、記載に誤りがあり、正しい数値に訂正しております。  
(平成27年11月5日訂正)

( 2 ) 個人市民税納税義務者の内訳 ( 当初現年分 )

( 単位 : 人 )

区分 年度	均等割のみの者	所得割のみの者	均等割 所得割 の者	合 計
25	3,725	0	104,869	108,594
26	4,084	0	105,146	109,230
27	4,225	0	105,972	110,197
28	4,523	0	107,371	111,894
29	4,318	0	108,802	113,120

( 3 ) 課税標準所得別納税義務者数 ( 当初 )

( 単位 : 人 )

区分 年度	給 与 所 得 者	営 業 等 所 得 者	農 業 所 得 者	そ の 他 の 所 得 者	合 計
25	83,849	3,447	24	17,549	104,869
26	83,920	3,446	22	17,758	105,146
27	84,992	3,560	26	17,394	105,972
28	86,055	3,645	38	17,633	107,371
29	87,051	3,753	38	17,960	108,802

(注) 均等割のみの者を除く。

## (4) 課税標準額所得割等に関する調べ

(単位：人・千円)

年度		25	26	27	28	29
区分						
納税義務者数		104,869	105,146	105,972	107,371	108,802
総所得金額	総所得金額	345,708,555	345,505,427	350,436,164	356,840,704	361,675,235
	山林所得金額 退職所得	0	0	0	0	0
	分離譲渡金額等	6,775,272	11,846,915	9,417,943	8,509,348	8,966,585
	計	352,483,827	357,352,342	359,854,107	365,350,052	370,641,820
所得控除額	雑損	5,676	6,943	6,843	2,070	1,832
	医療費	2,515,138	2,466,982	2,480,169	2,559,957	2,560,710
	社会保険料	53,426,307	54,986,739	56,884,063	59,587,699	61,260,700
	小規模共済	666,981	673,584	743,245	796,527	895,076
	生命保険料	3,057,493	3,168,469	3,292,509	3,384,058	3,471,994
	地震保険料	238,363	242,176	243,368	252,208	260,637
	障害者	983,300	983,680	974,500	993,320	995,460
	寡婦	437,700	456,940	469,360	492,620	508,220
	寡夫	62,920	59,540	58,240	59,540	55,120
	勤労学生	1,560	2,600	2,340	1,300	2,860
	配偶者	10,302,580	10,179,160	9,977,090	9,751,960	9,575,500
	配偶者特別	556,280	559,150	571,380	622,350	612,610
	扶養	6,848,500	7,027,820	6,973,840	6,943,150	6,843,610
	同居特障加算分	219,190	207,690	205,390	201,940	202,400
	基礎	34,606,770	34,698,180	34,970,760	35,432,430	35,904,660
計	113,928,758	115,719,653	117,853,097	121,081,129	123,151,389	
課税標準額	総所得金額	232,037,960	229,918,047	232,680,855	235,884,674	238,633,970
	山林所得金額 退職所得	0	0	0	0	0
	分離譲渡金額等	6,517,109	11,714,642	9,320,155	8,384,249	8,856,461
	計	238,555,069	241,632,689	242,001,010	244,268,923	247,490,431
算出税額		14,108,417	14,100,653	14,235,806	14,399,741	14,577,443
税額控除額等		199,458	165,052	168,423	261,089	356,635
調整控除		210,674	212,149	212,955	214,804	216,118
配当割額・株式等譲渡所得割額控除額		12,278	39,851	32,034	34,360	18,367
所得割額		13,686,007	13,683,601	13,822,394	13,889,488	13,986,323



## (5)退職所得の分離課税に係る所得割額等に関する調べ(6月末まで)

(単位：人・千円)

年度 調定月	25		26		27		28		29	
	納税 義務者数	所得割額	納税 義務者数	所得割額	納税 義務者数	所得割額	納税 義務者数	所得割額	納税 義務者数	所得割額
4	50	6,145	75	13,373	78	11,115	46	8,599	82	11,325
5	214	50,842	277	42,296	208	31,609	209	25,640	190	25,569
6	75	16,675	29	3,245	37	16,251	73	4,222	36	4,674
7	43	9,825	46	12,198	42	13,224	39	6,376		
8	45	7,468	40	4,885	40	5,766	31	5,476		
9	27	3,655	19	2,222	37	3,402	27	5,384		
10	32	3,446	29	3,151	22	3,486	28	4,929		
11	48	7,100	34	4,654	36	5,293	19	2,190		
12	48	6,787	21	2,750	31	3,849	26	3,249		
1	25	4,704	26	2,725	18	1,881	24	3,529		
2	23	3,626	38	3,779	26	4,280	29	6,539		
3	37	5,659	60	13,704	28	3,086	19	17,777		
合 計	667	125,932	694	108,982	603	103,242	570	93,910		

## ( 6 ) 課税標準額段階別納税義務者数 ( 当初 )

( 単位 : 人 )

内 訳 段 階	給与所得者	営 業 等 所 得 者	農 業 所 得 者	そ の 他 の 所 得 者	譲 渡 所 得 に つ いて 分 離 課 税 し た 者	計
10万円以下	2,782	158	2	947	217	4,106
10万円超え 100万円以下	21,151	1,175	18	9,306	240	31,890
100万円超え 200万円以下	25,594	1,050	8	3,898	202	30,752
200万円超え 300万円以下	16,296	583	5	1,304	118	18,306
300万円超え 400万円以下	8,844	317	2	515	90	9,768
400万円超え 550万円以下	7,094	187	0	405	124	7,810
550万円超え 700万円以下	2,414	73	0	227	53	2,767
700万円超え 1,000万円以下	1,454	64	2	235	70	1,825
1,000万円超え	1,034	116	1	327	100	1,578
合 計	86,663	3,723	38	17,164	1,214	108,802
200万円以下	49,527	2,383	28	14,151	659	66,748
200万円超え 700万円以下	34,648	1,160	7	2,451	385	38,651
700万円超え	2,488	180	3	562	170	3,403

## (7) 課税標準額段階別総所得金額 (当初)

(単位：千円)

内 訳 段 階	給与所得者	営 業 者 所 得 者	農 業 者 所 得 者	そ の 他 の 所 得 者	譲 渡 所 得 に つ いて 分 離 課 税 し た 者	計
10万円以下	1,442,181	119,239	994	795,638	3,115,442	5,473,494
10万円超え 100万円以下	28,032,778	1,699,148	27,200	12,811,684	1,543,745	44,114,555
100万円超え 200万円以下	62,954,531	2,670,771	22,098	9,225,757	1,559,954	76,433,111
200万円超え 300万円以下	60,884,658	2,136,349	17,198	4,596,538	965,407	68,600,150
300万円超え 400万円以下	44,510,020	1,485,740	8,396	2,401,206	946,701	49,352,063
400万円超え 550万円以下	46,145,011	1,140,251	0	2,423,788	1,317,957	51,027,007
550万円超え 700万円以下	19,784,607	553,626	0	1,730,727	684,942	22,753,902
700万円超え 1,000万円以下	15,022,782	641,437	18,968	2,293,474	1,280,532	19,257,193
1,000万円超え	20,914,417	2,822,407	12,559	6,288,761	3,592,201	33,630,345
合計	299,690,985	13,268,968	107,413	42,567,573	15,006,881	370,641,820
200万円以下	92,429,490	4,489,158	50,292	22,833,079	6,219,141	126,021,160
200万円超え 700万円以下	171,324,296	5,315,966	25,594	11,152,259	3,915,007	191,733,122
700万円超え	35,937,199	3,463,844	31,527	8,582,235	4,872,733	52,887,538

(8) 事業専従者に関する調べ

(単位：人・千円)

区分 年度	青 色 申 告					事業専従者を有する白色申告者					
	青色申告 納 税 義務者数	事業専従者を有する者			専 従 者 給 与 額	納 税 義務者数	納 税 義務者数	白 色 事 業		専 従 者 給 与 額	
		専 従 者 数	専 従 者					専 従 者 数	専 従 者		
			配 偶 者	配 偶 者 以 外					配 偶 者		配 偶 者 以 外
20	6,913	1,338	361	3,499,192	1,533	110	95	19	78,583		
21	6,933	1,230	354	3,268,993	1,411	105	90	19	85,815		
22	6,739	1,131	328	3,007,063	1,326	91	75	18	82,328		
23	6,621	1,053	308	2,781,256	1,238	82	70	14	65,873		
24	6,917	1,118	321	2,843,250	1,300	76	68	9	62,412		
25	6,943	1,098	304	2,813,496	1,274	94	80	19	70,877		
26	6,909	1,087	313	2,816,823	1,274	93	81	70	104,660		
27	7,013	1,083	325	3,029,802	1,268	91	80	26	81,800		
28	7,163	1,087	309	2,884,088	1,260	91	79	60	97,940		
29	7,448	1,080	300	2,789,724	1,264	88	78	19	76,580		

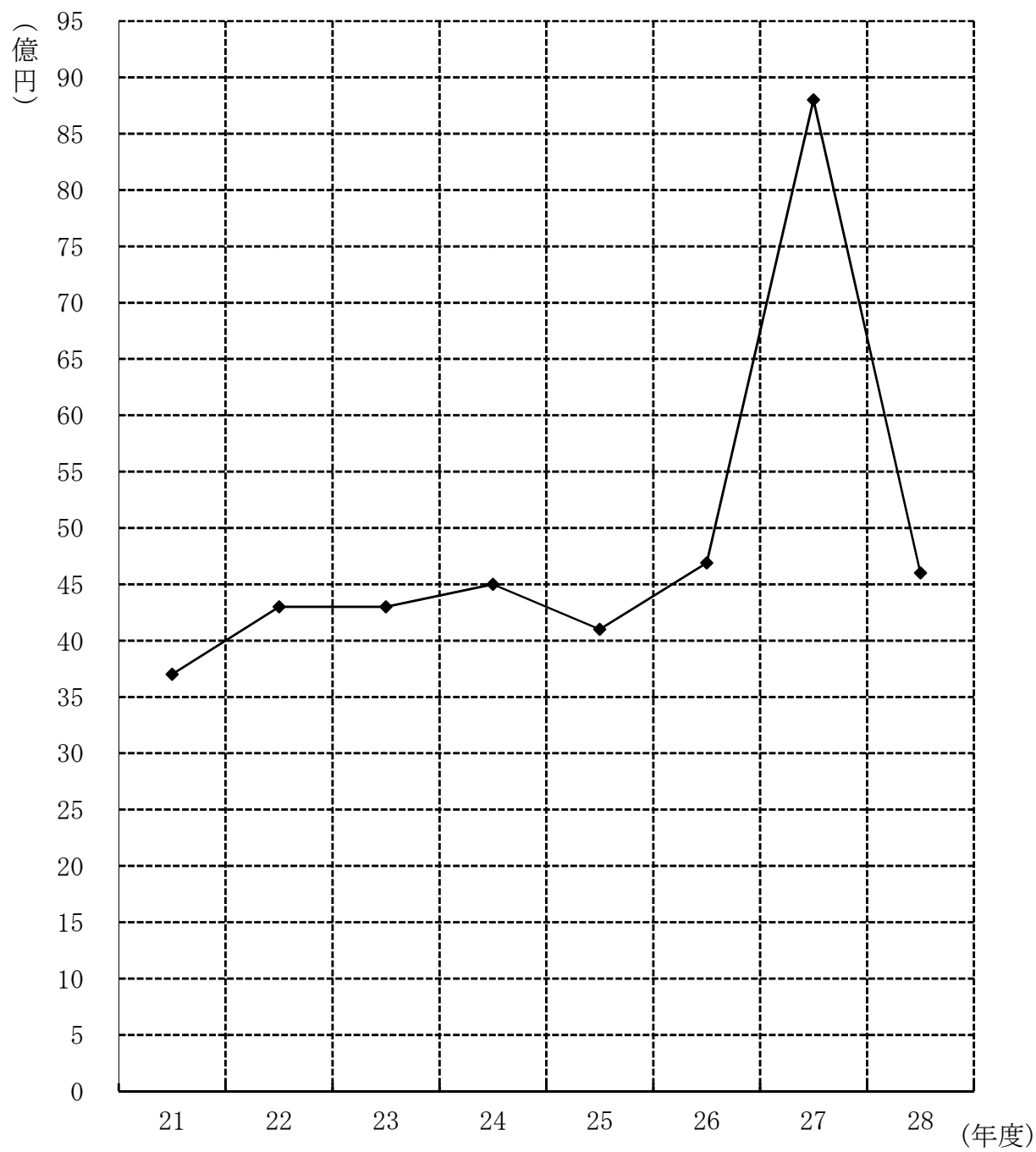
## 16 法人市民税

### (1) 税率別調定額前年度対比表

区分		年度	28	27	対前年度比	構成比
		%	千円	千円	%	%
法人 税割	確定 ・ 予定	14.7	0	4,441,068	0.0	38.9
		※12.1	1,802,139	2,081,286		
		13.5	0	275,838	171.2	10.2
		※10.9	472,191	254,258		
		12.3	193	387,928	189.6	15.9
		※9.7	735,204	366,385		
	修正 ・ 更正	14.7	512,292	12,151	4,405.0	11.6
		※12.1	22,965	0		
		13.5	19,887	4,818	615.9	0.6
		※10.9	9,786	0		
		12.3	48,655	23,465	207.4	1.1
		※9.7	1,461	141		
小計			3,624,773	7,847,338	46.2	78.3
均等割			1,004,302	950,465	105.7	21.7
合計			4,629,075	8,797,803	52.6	100.0
納 税 義 務 者 数	地方税法第三百十二条第一項	第1号法人	4,645	4,837	96.0	65.3
		第2号法人	61	78	78.2	0.8
		第3号法人	1,089	1,044	104.3	15.3
		第4号法人	118	113	104.4	1.6
		第5号法人	481	440	109.3	6.8
		第6号法人	71	71	100.0	1.0
		第7号法人	539	515	104.7	7.6
		第8号法人	43	45	95.6	0.6
		第9号法人	70	67	104.5	1.0
		法人でない社団等	-	-	-	-
計			7,117	7,210	98.7	100.0

※ 平成26年10月1日以降に開始する事業年度の税率

(2) 調定額の推移



## ( 3 ) 月別調定額前年度対比表

( 単位 : 円・件・% )

年度 月	28		27		調 定 額 対前年度比
	調 定 額	申告件数	調 定 額	申告件数	
4	119,418,500	715	111,516,800	736	107
5	246,383,300	1,445	264,447,000	1,332	93
6	1,479,834,600	1,554	1,186,572,000	1,583	125
7	582,520,500	1,032	3,887,466,300	955	15
8	195,541,300	893	209,598,600	870	93
9	224,095,700	878	209,141,200	857	107
10	165,286,000	761	108,551,500	825	152
11	873,032,300	1,654	2,100,393,800	1,603	42
12	86,134,300	656	80,401,600	692	107
1	43,990,500	562	57,736,000	420	76
2	82,316,500	759	101,194,100	940	81
3	530,521,900	1,127	480,784,700	971	110
計	4,629,075,400	12,036	8,797,803,600	11,784	53

17 固定資産税・都市計画税

(1) 固定資産税・都市計画税に関する調べ(当初)

(単位：千円)

区分	年 度	固定資産税課税標準額	都市計画税課税標準額
土地 ・ 家 屋	25	1,174,211,709	1,196,056,794
	26	1,196,856,524	1,216,344,470
	27	1,183,320,149	1,204,721,209
	28	1,197,675,361	1,216,269,061
	29	1,203,243,174	1,220,302,650
償 却 資 産	25	231,897,546	-
	26	227,590,916	-
	27	224,926,016	-
	28	228,439,835	-
	29	232,761,354	-
計	25	1,406,109,255	1,196,056,794
	26	1,424,447,440	1,216,344,470
	27	1,408,246,165	1,204,721,209
	28	1,426,115,196	1,216,269,061
	29	1,436,004,528	1,220,302,650



(2) 土地に関する概要調書

区分 地目		地 積 (㎡)				決 定 価 格 (千円)				筆 数 (筆)		単位当たり価格 (円/㎡)			
		非課税地積 (イ)	評価総地積 (ロ)	法定免税点 未満のもの (ハ)	法定免税点 以上のもの (ロ) - (ハ) (ニ)	総 額 (ホ)	法定免税点 未満のもの (ヘ)	法定免税点 以上のもの (ホ) - (ヘ) (ト)	(ト)に係る 課税標準額 (チ)	非課税 地筆数 (リ)	評価総筆数 (ヌ)	法定免税点 未満のもの (ル)	法定免税点 以上のもの (ヌ) - (ル) (ヲ)	平均価格 (ホ)/(ロ) (ワ)	最高価格 (カ)
田	一般田	41,768	4,962,644	323,178	4,639,466	497,538	32,108	465,430	465,430	95	7,880	564	7,316	100	113
	介在田等	1,008	34,250	0	34,250	1,957,743	0	1,957,743	652,581	3	74	0	74	57,160	78,200
畑	一般畑	56,922	7,367,909	772,801	6,595,108	465,537	48,171	417,366	417,366	135	14,103	1,721	12,382	63	81
	介在畑等	113,699	756,736	35	756,701	38,037,371	1,041	38,036,330	12,678,490	148	2,350	3	2,347	50,265	144,400
宅 地	小規模住宅用地		10,704,305	3,363	10,700,942	690,880,145	160,909	690,719,236	115,118,432		68,699	321	68,378	64,542	479,598
	一般住宅用地		3,389,357	1,044	3,388,313	160,554,914	31,087	160,523,827	53,502,809		25,778	139	25,639	47,370	326,723
	商業地等 (非住宅用地)		7,481,213	21	7,481,192	396,810,675	1,377	396,809,298	270,936,670		10,332	11	10,321	53,041	695,251
	計	2,489,025	21,574,875	4,428	21,570,447	1,248,245,734	193,373	1,248,052,361	439,557,911	2,533	104,809	471	104,338	57,856	695,251
塩 田															
鉦 泉 地		0	20	0	20	496	0	496	496	0	6	0	6	24,800	35,983
池 沼															
山 林	一般山林	2,427,800	14,262,324	1,378,107	12,884,217	416,605	44,335	372,270	372,270	1,217	9,701	1,728	7,973	29	44
	介在山林	457	17,636	23	17,613	194,838	179	194,659	135,546	2	73	2	71	11,048	26,696
牧 場		0	25,658	0	25,658	11,931	0	11,931	11,931	0	32	0	32	465	465
原 野		740	319,971	10,385	309,586	5,223	237	4,986	4,986	8	137	15	122	16	25
雑 種 地	ゴルフ場の用地	29,188	3,676,694	0	3,676,694	11,730,212	0	11,730,212	8,211,149	147	2,561	0	2,561	3,190	16,100
	遊園地等の用地	683,971	0	0	0	0	0	0	0	618	0	0	0	0	0
	鉄 軌 道 用 地 (単体利用)	106	35,826	0	35,826	832,058	0	832,058	557,644	1	62	0	62	23,225	62,500
	鉄 軌 道 用 地 (複合利用)	0	23,374	0	23,374	3,957,998	0	3,957,998	2,742,735	0	32	0	32	169,333	326,293
	その他の雑種地	1,220,221	4,696,248	110,218	4,586,030	152,643,167	97,161	152,546,006	104,417,253	2,967	14,667	1,263	13,404	32,503	386,264
計		1,933,486	8,432,142	110,218	8,321,924	169,163,435	97,161	169,066,274	115,928,781	3,733	17,322	1,263	16,059	20,062	386,264
そ の 他		29,020,930								77,995					
合 計		36,085,835	57,754,165	2,599,175	55,154,990	1,458,996,451	416,605	1,458,579,846	570,225,788	85,869	156,487	5,767	150,720	25,262	



## (3) 宅地に関する調べ

地区別	区分	地積 (㎡) (イ)	決定価格 (千円) (ロ)	課税標準額 (千円) (ハ)	筆数 (筆)	単位当たり価格	
						平均価格 (ロ) (イ) (円/㎡)	最高価格 (円/㎡)
商業地区	繁華街	0	0	0	0	0	0
	高度商業地区Ⅰ	0	0	0	0	0	0
	高度商業地区Ⅱ	89,471	30,851,326	20,120,446	343	344,819	695,251
	普通商業地区	608,168	66,488,122	35,745,547	1,564	109,325	332,080
	計	697,639	97,339,448	55,865,993	1,907	139,527	695,251
住宅地区	併用住宅地区	1,627,963	125,353,008	53,599,781	6,737	77,000	181,142
	高級住宅地区	0	0	0	0	0	0
	普通住宅地区	11,436,444	751,610,116	174,250,996	75,073	65,721	163,710
	計	13,064,407	876,963,124	227,850,777	81,810	67,126	181,142
工業地区	大工場地区	2,694,058	102,060,490	69,137,312	571	37,884	72,140
	中小工場地区	1,868,487	93,630,273	61,111,490	2,915	50,110	101,312
	家内工業地区	0	0	0	0	0	0
	計	4,562,545	195,690,763	130,248,802	3,486	42,891	101,312
村落地区	集団地区	1,792,829	46,705,586	13,889,521	10,164	26,051	38,000
	村落地区	1,403,691	31,124,809	11,542,777	6,811	22,174	37,440
	計	3,196,520	77,830,395	25,432,298	16,975	24,348	38,000
観光地区	0	0	0	0	0	0	
農業用施設の用に供する宅地	49,336	228,631	160,041	158	4,634	4,712	
生産緑地地区内の宅地	0	0	0	0	0	0	
合計		21,570,447	1,248,052,361	439,557,911	104,336	57,859	695,251

(4) 家屋に関する概要調書

区 分		所有者数 (人)	棟 数 (棟)	床面積 (㎡)	決定価格 (千円)	1㎡当たり価格 (円)
木 造	総 数		52,500	5,510,181	159,076,575	28,870
	法定免税点 未満のもの		1,523	47,024	81,523	1,734
	法定免税点 以上のもの		50,977	5,463,157	158,995,052	29,103
木 造 以 外	総 数		17,429	9,304,261	476,881,595	51,254
	法定免税点 未満のもの		201	3,810	18,985	4,983
	法定免税点 以上のもの		17,228	9,300,451	476,862,610	51,273
合 計	総 数	65,609	69,929	14,814,442	635,958,170	42,928
	法定免税点 未満のもの	1,396	1,724	50,834	100,508	1,977
	法定免税点 以上のもの	64,213	68,205	14,763,608	635,857,662	43,069

〈参考〉

実際免税点の額	200,000円
---------	----------

## (5) 償却資産に関する概要調書

納税義務者数に関する調べ

納税義務者数	個人	1,452 人
	法人	5,339 人
	計	6,791 人

総括表

種類	決定価格 (千円)	課税標準額 (千円)	課税標準額の内訳		
			法第349条の3、法附則第15条の規定の適用を受けるもの (イ) (千円)	(イ)以外のもの (千円)	
市町村長が価格等を決定したもの	構 築 物	58,846,540	58,649,681	289,881	58,359,800
	機 械 及 び 装 置	91,003,816	88,559,961	2,527,496	86,032,465
	船 舶	2,725	2,725		2,725
	航 空 機	0	0	0	0
	車 輛 及 び 運 搬 具	1,056,468	1,049,498	6,970	1,042,528
	工 具 、 器 具 及 び 備 品	58,115,504	58,078,529	32,357	58,046,172
	調 整 額				
	小 計 (ハ)	209,025,053	206,340,394	2,856,704	203,483,690
法第389条関係	総務大臣が価格等を決定し、配分したもの	26,831,093	26,420,960		
	道府県知事が価格等を決定し、配分したもの	0	0		
	小 計 (ニ)	26,831,093	26,420,960		
法第743条第1項の規定により道府県知事が価格等を決定したもの (ホ)					
合 計 (ハ) + (ニ) + (ホ)		235,856,146	232,761,354		
同上内訳	市 町 村 分 の 額		232,761,354		
	道 府 県 分 の 額				

市町村長が価格等を決定したもののうち、法第349条の3又は法附則第15条の規定の適用を受けるものに関する調べ

	決定価格 (千円)	課税標準額 (千円)
法第349条の3	第 3 項	2,864,913
	第 10 項	17,664
	第 20 項	191,059
	第 21 項	25,854
	旧 第 18 項	4,298
法附則第15条	第 1 項	106,604
	第 2 項	165,854
	第 23 項	49,682
	第 32 項	1,877,824
	第 43 項	187,891
	旧 第 3 項	32,930
	旧 第 7 項	500
	旧 第 27 項	13,941
旧 第 40 項	2,349	
合 計	5,541,363	2,856,704

## ( 6 ) 土地の年度別構成比

(単位：%)

区分 年度	田	畑	宅地	山林	その他	評価総地積 (千㎡)
20	9.0	14.8	35.5	25.4	15.3	58,791
21	9.0	14.7	35.6	25.4	15.3	58,813
22	8.9	14.6	35.7	25.5	15.3	58,778
23	8.9	14.5	35.8	25.5	15.3	58,701
24	8.9	14.3	36.0	25.6	15.2	58,737
25	8.9	14.3	36.4	25.4	15.0	58,524
26	8.9	14.2	36.5	25.4	15.0	58,401
27	8.7	14.1	36.7	25.3	15.2	58,350
28	8.7	14.2	37.2	24.7	15.2	57,743
29	8.6	14.1	37.4	24.7	15.2	57,754

## ( 7 ) 家屋の棟数及び床面積調べ

(各年度1月現在)

区分 年度	総棟数 (棟)			総床面積 (㎡)		
	計	木造	木造以外	計	木造	木造以外
20	66,867	50,317	16,550	13,815,491	5,092,832	8,722,659
21	67,228	50,560	16,668	14,027,255	5,141,509	8,885,746
22	67,502	50,774	16,728	14,122,343	5,180,425	8,941,918
23	67,641	50,889	16,752	14,127,046	5,215,375	8,911,671
24	67,927	51,112	16,815	14,226,001	5,264,597	8,961,404
25	68,314	51,429	16,885	14,334,287	5,321,152	9,013,135
26	68,917	51,749	17,168	14,557,171	5,372,743	9,184,428
27	69,349	52,078	17,271	14,661,105	5,431,200	9,229,905
28	69,527	52,210	17,317	14,773,963	5,459,993	9,313,970
29	69,929	52,500	17,429	14,814,442	5,510,181	9,304,261

区分所有されている共同住宅などについては、居室数でなく、1つの建物を1棟とした。

# 18 軽自動車税

## (1) 軽自動車税に関する調べ（当初）

平成29年4月1日現在（単位：台・円）

車種	区分		賦課期日現在台数			非課税台数	減免台数	差引課税台数	税率	調定額	
			一般	官公署	計						
原動機付自転車	50cc以下		12,572	15	12,587	15	1	12,571	2,000	25,142,000	
	50cc超 90cc以下		917	10	927	10	0	917	2,000	1,834,000	
	90cc超 125cc以下		4,022	36	4,058	36	0	4,022	2,400	9,652,800	
	ミニカー		243	0	243	0	0	243	3,700	899,100	
	小計		17,754	61	17,815	61	1	17,753		37,527,900	
軽自動車及び小型特殊自動車	二輪車 (側車付のものを含む)		3,862	24	3,886	24	3	3,859	3,600	13,892,400	
	三輪車		9	0	9	0	0	9		38,400	
	四輪車	乗用	営業用	0	0	0	0	0	0		0
		貨物	自家用	31,413	10	31,423	10	349	31,064	※	262,101,900
			営業用	616	0	616	0	4	612		2,014,500
			自家用	9,798	34	9,832	34	61	9,737		45,589,600
	農耕用		1,419	3	1,422	3	0	1,419	2,400	3,405,600	
	特殊作業用		310	0	310	0	0	310	5,900	1,829,000	
小計		47,427	71	47,498	71	417	47,010		328,871,400		
二輪の小型自動車		3,707	42	3,749	42	0	3,707	6,000	22,242,000		
合計		68,888	174	69,062	174	418	68,470		388,641,300		

※P. 37 (2) 軽自動車税に関する調べ（当初、三輪・四輪内訳）参照

(2) 軽自動車税に関する調べ（当初、三輪・四輪内訳）

平成29年4月1日現在（単位：台・円）

車種		区分	賦課期日現在台数			非課税	減免	差引課税	税率	調定額	
			一般	官公署	計						
三輪	乗用	通常（新税率）	0	0	0	0	0	0	3,900	0	
		経過措置	2	0	2	0	0	2	3,100	6,200	
		重課	7	0	7	0	0	7	4,600	32,200	
		軽課75%	0	0	0	0	0	0	1,000	0	
		軽課50%	0	0	0	0	0	0	2,000	0	
		軽課25%	0	0	0	0	0	0	3,000	0	
		小計	9	0	9	0	0	9		38,400	
四輪	乗用	営業用	通常（新税率）	0	0	0	0	0	0	6,900	0
			経過措置	0	0	0	0	0	0	5,500	0
			重課	0	0	0	0	0	0	8,200	0
			軽課75%	0	0	0	0	0	0	1,800	0
			軽課50%	0	0	0	0	0	0	3,500	0
			軽課25%	0	0	0	0	0	0	5,200	0
		自家用	通常（新税率）	2,811	0	2,811	0	30	2,781	10,800	30,034,800
			経過措置	21,946	8	21,954	8	267	21,679	7,200	156,088,800
			重課	5,132	2	5,134	2	52	5,080	12,900	65,532,000
			軽課75%	1	0	1	0	0	1	2,700	2,700
			軽課50%	701	0	701	0	0	701	5,400	3,785,400
			軽課25%	822	0	822	0	0	822	8,100	6,658,200
	貨物	営業用	通常（新税率）	82	0	82	0	0	82	3,800	311,600
			経過措置	431	0	431	0	4	427	3,000	1,281,000
			重課	77	0	77	0	0	77	4,500	346,500
			軽課75%	0	0	0	0	0	0	1,000	0
			軽課50%	0	0	0	0	0	0	1,900	0
			軽課25%	26	0	26	0	0	26	2,900	75,400
		自家用	通常（新税率）	946	4	950	4	5	941	5,000	4,705,000
			経過措置	5,735	14	5,749	14	39	5,696	4,000	22,784,000
			重課	2,890	15	2,905	15	17	2,873	6,000	17,238,000
			軽課75%	0	0	0	0	0	0	1,300	0
			軽課50%	0	0	0	0	0	0	2,500	0
			軽課25%	227	1	228	1	0	227	3,800	862,600
小計		41,827	44	41,871	44	414	41,413		309,706,000		
合計		41,836	44	41,880	44	414	41,422		309,744,400		



## (3) 軽自動車税車種別台数及び調定額の推移（当初）

（単位：台・円・％）

車種	年度	27		28		29				
		台数	対前年度比	台数	対前年度比	台数	対前年度比	構成比		
		調定額		調定額		調定額				
原動機付自転車	50cc以下	13,595	97.3	13,134	96.6	12,571	95.7	18.4		
		13,595,000	97.3	26,268,000	193.2	25,142,000	95.7	6.5		
	50cc超 90cc以下	947	95.9	936	98.8	917	98.0	1.3		
		1,136,400	95.9	1,872,000	164.7	1,834,000	98.0	0.5		
	90cc超 125cc以下	3,718	107.2	3,892	104.7	4,022	103.3	5.9		
		5,948,800	107.2	9,340,800	157.0	9,652,800	103.3	2.5		
	ミニカー	237	92.6	236	99.6	243	103.0	0.4		
		592,500	92.6	873,200	147.4	899,100	103.0	0.2		
	小計	18,497	99.0	18,198	98.4	17,753	97.6	26.0		
		21,272,700	99.7	38,354,000	180.3	37,527,900	97.8	9.7		
軽自動車及び小型特殊自動車	二輪車 (側車付きのものを含む)	3,894	98.1	3,863	99.2	3,859	99.9	5.6		
		9,345,600	98.1	13,906,800	148.8	13,892,400	99.9	3.6		
	三輪車	9	90.0	9	100.0	9	100.0	0.0		
		27,900	90.0	38,400	137.6	38,400	100.0	0.0		
	四輪車	乗用	営業用	1	100.0	1	100.0	0	—	0.0
			5,500	100.0	5,500	100.0	0	—	0.0	
		家用	29,605	104.1	30,484	103.0	31,064	101.9	45.4	
			213,156,000	104.1	243,950,400	114.4	262,101,900	107.4	67.5	
		米軍	0	—	0	—	0	—	0.0	
			0	—	0	—	0	—	0.0	
貨物用	営業用	535	101.1	578	108.0	612	105.9	0.9		
	1,605,000	101.1	1,874,500	116.8	2,014,500	107.5	0.5			
	家用	9,847	99.1	9,772	99.2	9,737	99.6	14.2		
	39,388,000	99.1	44,686,600	113.5	45,589,600	102.0	11.7			
農耕用	1,388	101.2	1,399	100.8	1,419	101.4	2.1			
	2,220,800	101.2	3,357,600	151.2	3,405,600	101.4	0.9			
	特殊作業用	290	102.5	301	103.8	310	103.0	0.4		
	1,363,000	102.5	1,775,900	130.3	1,829,000	103.0	0.4			
小計	45,569	102.3	46,407	101.8	47,010	101.3	68.6			
	267,111,800	103.1	309,595,700	115.9	328,871,400	106.2	84.6			
二輪の小型自動車	3,710	99.6	3,714	100.1	3,707	99.8	5.4			
	14,840,000	99.6	22,284,000	150.2	22,242,000	99.8	5.7			
合計	67,776	101.2	68,319	100.8	68,470	100.2	100.0			
	303,224,500	102.7	370,233,700	122.1	388,641,300	105.0	100.0			

（注）表中米軍は「厚木市アメリカ合衆国軍隊の構成員等が所有する軽自動車等に対する軽自動車税の賦課徴収の特例に関する条例」に基づき課税したもの

19 市たばこ税に関する調べ

上欄...調定額(円)、下欄...前月売上本数(本)

年度 申告月	26	対前年度比 (%)	27	対前年度比 (%)	28	対前年度比 (%)
4	219,650,065	145.2	163,379,664	74.4	173,241,580	106.0
	42,622,583	127.4	31,813,021	74.6	33,980,451	106.8
5	125,434,277	74.3	163,979,326	130.7	156,526,205	95.5
	24,420,804	74.6	31,929,264	130.7	30,247,282	94.7
6	161,106,316	86.2	168,635,365	104.7	162,754,943	96.5
	31,352,110	86.4	32,837,222	104.7	31,530,598	96.0
7	164,127,345	100.6	165,996,162	101.1	163,925,781	98.8
	31,943,301	100.8	32,335,800	101.2	31,780,731	98.3
8	172,923,546	91.7	183,651,398	106.2	168,728,220	91.9
	33,647,581	91.9	35,771,456	106.3	32,721,846	91.5
9	169,983,049	96.3	165,220,702	97.2	174,270,530	105.5
	33,080,308	96.5	32,199,189	97.3	33,786,282	104.9
10	166,087,247	98.0	168,286,372	101.3	163,826,782	97.3
	32,370,063	98.3	32,795,624	101.3	31,768,188	96.9
11	180,425,421	105.6	169,582,027	94.0	191,078,769	112.7
	35,123,511	105.8	33,053,926	94.1	37,023,062	112.0
12	153,652,448	90.7	160,570,518	104.5	175,072,993	109.0
	29,914,351	90.9	31,290,671	104.6	33,936,785	108.5
1	181,648,258	105.4	172,738,182	95.1	212,617,105	123.1
	35,357,279	105.6	33,653,875	95.2	41,142,663	122.3
2	150,197,791	93.0	151,060,548	100.6	150,031,965	99.3
	29,226,944	93.1	29,445,718	100.7	29,088,300	98.8
3	148,691,513	96.4	153,968,876	103.5	152,352,041	98.9
	28,951,447	96.6	30,039,785	103.8	29,536,637	98.3
手持品 課税					185,076 431,709	
計	1,993,927,276	98.1	1,987,069,140	99.7	2,044,611,990	102.9
	388,010,282	97.3	387,165,551	99.8	396,974,534	102.5

区分 年度	売り渡し本数 (本)	税 率	税 額 (円)
24	398,560,208	[平成25年4月からの売渡分] ・旧3級品の紙巻たばこを除く製造たばこ千本につき5,262円 ・旧3級品の紙巻たばこ千本につき2,495円	1,804,824,948
25	398,949,439		2,033,034,602
26	388,010,282	[平成28年4月からの売渡分] ・旧3級品の紙巻たばこを除く製造たばこ千本につき5,262円 ・旧3級品の紙巻たばこ千本につき2,925円	1,993,927,276
27	387,165,551		1,987,069,140
28	396,974,534	[平成29年4月からの売渡分] ・旧3級品の紙巻たばこを除く製造たばこ千本につき5,262円 ・旧3級品の紙巻たばこ千本につき3,355	2,044,611,990

(注) 旧3級品の紙巻たばこは、専売納付金制度化において、3級品とされていた紙巻たばこをいう。

## 20 入湯税に関する調べ

区分 \ 年度	26	27	28
税率	1人1日につき150円	1人1日につき150円	1人1日につき150円
課税対象入湯客数	30,142人	31,482人	36,954人
課税対象入湯客数 (1箇月平均)	2,512人	2,624人	3,080人
特別徴収義務者数	飯山地区 3軒	飯山地区 3軒	飯山地区 3軒
	七沢地区 7軒	七沢地区 7軒	七沢地区 7軒
	睦合地区 1軒	睦合地区 1軒	睦合地区 1軒
	計 11軒	計 11軒	計 11軒

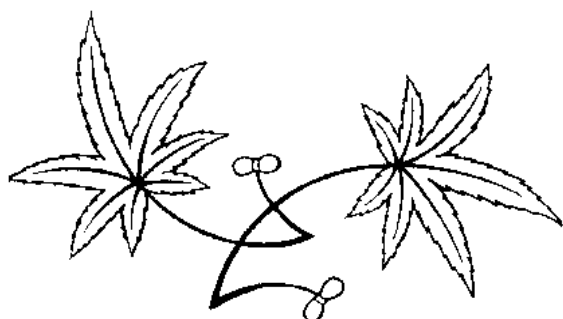
### ○月別調定額の推移

(単位：円・%)

年度 \ 調定月	26		27		28	
	調定額	対前年度比	調定額	対前年度比	調定額	対前年度比
4	456,000	117	438,300	96	552,300	126
5	293,100	90	323,250	110	442,200	137
6	362,700	103	351,750	97	475,350	135
7	308,700	113	289,800	94	403,350	139
8	263,400	96	275,400	105	412,800	150
9	534,150	87	433,050	81	633,600	146
10	323,850	123	364,950	113	316,500	87
11	358,200	101	337,650	94	435,750	129
12	482,850	109	492,000	102	486,750	99
1	472,050	95	480,300	102	501,000	104
2	352,200	88	469,500	133	457,350	97
3	314,100	111	466,350	149	426,150	91
合計	4,521,300	101	4,722,300	104	5,543,100	117



## 第3章 納税



市の木 もみじ  
(昭和44年2月1日制定)

もみじ(カエデ科)

日本全土に生育する落葉の広葉高木で、葉の形は人の手に似ており、土質としては中位の湿気を好み、本市の土壌にも適しています。

また、種類が豊富で移植も容易なことから用途も広く、種類によっては主木として家庭向又は街路樹として、あるいは山に植栽し景観を引き立てるのにも適しています。



2 1 市税収入実績調べ

平成28年度

(単位：円)

税 目	予 算 額	調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	収 入 歩 合		前年度対調定 (%)	
						対予算 (%)	対調定 (%)		
現 年 度	市 民 税	18,925,000,000	18,955,574,477	18,786,376,987	102,034	169,095,456	99.27	99.11	99.03
内	個 人	14,100,000,000	14,326,499,077	14,169,034,808	102,034	157,362,235	100.49	98.90	98.54
	法 人	4,825,000,000	4,629,075,400	4,617,342,179	0	11,733,221	95.70	99.75	99.82
固 定 資 産 税	19,549,000,000	19,626,501,400	19,542,166,424	0	84,334,976	99.97	99.57	99.52	
内	土 地 ・ 家 屋	16,274,000,000	16,336,635,500	16,258,602,324	0	78,033,176	99.91	99.52	99.43
	償 却 資 産	3,183,000,000	3,195,328,500	3,189,026,700	0	6,301,800	100.19	99.80	99.91
記	国 有 資 産 交 付 金	92,000,000	94,537,400	94,537,400	0	0	102.76	100.00	100.00
軽 自 動 車 税	325,408,000	369,880,400	363,645,974	0	6,234,426	111.75	98.31	98.57	
市 た ば こ 税	1,952,891,000	2,044,611,990	2,044,611,990	0	0	104.70	100.00	100.00	
都 市 計 画 税	2,393,000,000	2,405,525,200	2,394,035,026	0	11,490,174	100.04	99.52	99.43	
入 湯 税	4,200,000	5,543,100	5,543,100	0	0	131.98	100.00	100.00	
計	43,149,499,000	43,407,636,567	43,136,379,501	102,034	271,155,032	99.97	99.38	99.29	
滞 納 繰 越 分	市 民 税	341,739,000	705,102,119	330,301,499	80,478,146	294,322,474	96.65	46.84	45.01
内	個 人	331,064,000	677,184,515	319,384,119	79,290,746	278,509,650	96.47	47.16	45.03
	法 人	10,675,000	27,917,604	10,917,380	1,187,400	15,812,824	102.27	39.11	44.49
固 定 資 産 税	229,783,000	488,900,640	170,623,430	27,787,162	290,490,048	74.25	34.90	34.62	
内	土 地 ・ 家 屋	225,290,000	478,598,157	166,798,230	27,723,962	284,075,965	74.04	34.85	34.56
	償 却 資 産	4,493,000	10,302,483	3,825,200	63,200	6,414,083	85.14	37.13	37.78
軽 自 動 車 税	5,016,000	13,601,011	4,454,089	1,752,711	7,394,211	88.80	32.75	31.37	
市 た ば こ 税	1,000	0	0	0	0	0.00	0.00	0.00	
特 別 土 地 保 有 税	1,000	225,400	0	0	225,400	0.00	0.00	0.00	
都 市 計 画 税	32,587,000	71,341,799	24,863,626	4,132,647	42,345,526	76.30	34.85	34.56	
入 湯 税	1,000	0	0	0	0	0.00	0.00	0.00	
計	609,128,000	1,279,170,969	530,242,644	114,150,666	634,777,659	87.05	41.45	40.42	
市 税 総 計	43,758,627,000	44,686,807,536	43,666,622,145	114,252,700	905,932,691	99.79	97.72	96.97	
前 年 度 同 期	47,352,182,000	49,233,833,286	47,742,646,510	216,849,699	1,274,337,077	100.82	96.97	95.29	

平成27年度

(単位：円)

税目	予 算 額	調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	収 入 歩 合		前年度対調定 (%)		
						対予算 (%)	対調定 (%)			
現 年 度 分	市 民 税	22,779,100,000	23,135,222,454	22,909,696,915	14,223	225,511,316	100.57	99.03	98.36	
	内 訳	個 人	14,090,000,000	14,337,418,854	14,128,104,686	14,223	209,299,945	100.27	98.54	97.90
		法 人	8,689,100,000	8,797,803,600	8,781,592,229	0	16,211,371	101.06	99.82	99.75
	固 定 資 産 税	19,264,000,000	19,481,293,200	19,386,910,688	0	94,382,512	100.64	99.52	99.32	
	内 訳	土 地 ・ 家 屋	16,000,000,000	16,187,195,000	16,095,631,088	0	91,563,912	100.60	99.43	99.20
		償 却 資 産	3,172,000,000	3,201,130,500	3,198,311,900	0	2,818,600	100.83	99.91	99.93
	国 有 資 産 交 付 金	92,000,000	92,967,700	92,967,700	0	0	101.05	100.00	100.00	
	軽 自 動 車 税	293,900,000	302,009,700	297,686,790	0	4,322,910	101.29	98.57	98.22	
	市 た ば こ 税	1,947,416,000	1,987,069,140	1,987,069,140	0	0	102.04	100.00	100.00	
	都 市 計 画 税	2,356,000,000	2,387,476,200	2,373,971,286	0	13,504,914	100.76	99.43	99.20	
	入 湯 税	4,800,000	4,722,300	4,722,300	0	0	98.38	100.00	100.00	
	計	46,645,216,000	47,297,792,994	46,960,057,119	14,223	337,721,652	100.67	99.29	98.92	
	滞 納 繰 越 分	市 民 税	380,827,000	1,087,875,912	489,695,151	121,709,750	476,471,011	128.59	45.01	34.81
内 訳		個 人	371,000,000	1,064,224,743	479,173,114	120,276,951	464,774,678	129.16	45.03	34.36
		法 人	9,827,000	23,651,169	10,522,037	1,432,799	11,696,333	107.07	44.49	52.98
固 定 資 産 税		280,993,000	723,926,906	250,600,256	80,350,884	392,975,766	89.18	34.62	34.71	
内 訳		土 地 ・ 家 屋	275,560,000	711,216,703	245,798,109	79,836,911	385,581,683	89.20	34.56	34.81
		償 却 資 産	5,433,000	12,710,203	4,802,147	513,973	7,394,083	88.39	37.78	30.10
軽 自 動 車 税		4,952,000	17,725,418	5,561,075	2,843,742	9,320,601	112.30	31.37	25.02	
市 た ば こ 税		1,000	0	0	0	0	0.00	0.00	0.00	
特 別 土 地 保 有 税		1,000	225,400	0	0	225,400	0.00	0.00	0.00	
都 市 計 画 税		40,191,000	106,286,656	36,732,909	11,931,100	57,622,647	91.40	34.56	34.81	
入 湯 税	1,000	0	0	0	0	0.00	0.00	100.00		
計	706,966,000	1,936,040,292	782,589,391	216,835,476	936,615,425	110.70	40.42	34.69		
市 税 総 計	47,352,182,000	49,233,833,286	47,742,646,510	216,849,699	1,274,337,077	100.82	96.97	95.29		
前 年 度 同 期	42,947,473,000	45,847,226,354	43,688,963,397	224,125,874	1,934,137,083	101.73	95.29	92.95		



2.2 督促状発送状況調べ

(単位：件・%)

区 分 税 目		25		26		27		28	
		件 数	割 合	件 数	割 合	件 数	割 合	件 数	割 合
市県民税	普通徴収	41,307	20.69	38,804	19.42	34,261	18.07	25,643	15.61
	特別徴収	3,103	1.96	3,299	2.04	3,738	2.14	5,468	2.63
法人市民税		465	4.84	474	4.81	500	5.08	415	4.25
固定資産税 都市計画税 (土地・家屋)		36,048	9.82	35,815	9.39	33,722	8.79	34,616	8.95
固定資産税 (償却資産)		251	4.63						
軽自動車税		9,769	14.97	9,671	14.49	9,781	14.43	10,203	14.93
特別土地保有税		0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00
合 計		90,943	11.22	88,063	11.02	82,002	9.94	76,345	9.25

平成26年1月のオンラインシステム入替の影響により、平成25年度の市県民税（特別徴収）の督促状件数には26年1～3月分の過納付通知が、固定資産税・都市計画税の督促状件数には固定資産税（償却資産）の3・4期分督促状件数が含まれています。平成26年度は過納付通知を含む数値と固定資産税・都市計画税と固定資産税（償却資産）の合算の数値を掲載しています。

(注) 割合  $\frac{\text{督促状発送件数}}{\text{納税通知書発送件数}} \times 100$

2 3 滞納処分執行状況調べ

(単位：件・円)

区 分		年 度			
		25	26	27	28
電話加入 権差押	件 数	0	0	0	0
	税 額	0	0	0	0
不動産 差 押	件 数	150	237	284	205
	税 額	214,532,950	266,622,075	237,392,876	134,566,647
動産差押	件 数	11	16	43	31
	税 額	22,296,101	41,947,479	51,918,950	25,780,834
債権差押	件 数	810	1,072	1,867	1,499
	税 額	498,064,809	673,734,881	1,004,631,073	657,733,682
参加差押 (電話加入権 不動産 動 産)	件 数	36	47	85	64
	税 額	52,595,314	48,820,046	90,193,040	83,315,813
交付要求 (不動産)	件 数	76	72	187	168
	税 額	62,321,360	37,743,831	59,910,786	138,342,781
合 計	件 数	1,083	1,444	2,466	1,967
	税 額	849,810,534	1,068,868,312	1,444,046,725	1,039,739,757

## 第 4 章 その他の資料



## 24 市税証明等発行件数

(単位：件)

種類		年度				
		25	26	27	28	
市県民税課税証明 (所得証明)	本庁	19,071	21,001	22,222	21,857	
	連絡所	8,821	11,056	12,577	13,002	
	合計	27,892	32,057	34,799	34,859	
各種市税納税証明	本庁	3,642	3,653	3,689	3,435	
	連絡所	1,016	980	1,085	1,131	
	合計	4,658	4,633	4,774	4,566	
* 軽自動車税 車検用納税証明	本庁	1,305	1,213	1,179	1,137	
	連絡所	2,360	2,418	2,491	2,747	
	合計	3,665	3,631	3,670	3,884	
法人所在証明		本庁	261	259	208	173
固定資産	各種証明	本庁	6,484	6,144	6,486	7,414
		連絡所	1,216	1,088	1,095	1,199
		合計	7,700	7,232	7,581	8,613
	* 価格通知	本庁	2,571	2,681	1,973	
	住宅用家屋証明	本庁	1,445	1,163	1,101	925
証明発行総合計			48,192	51,656	54,106	53,020

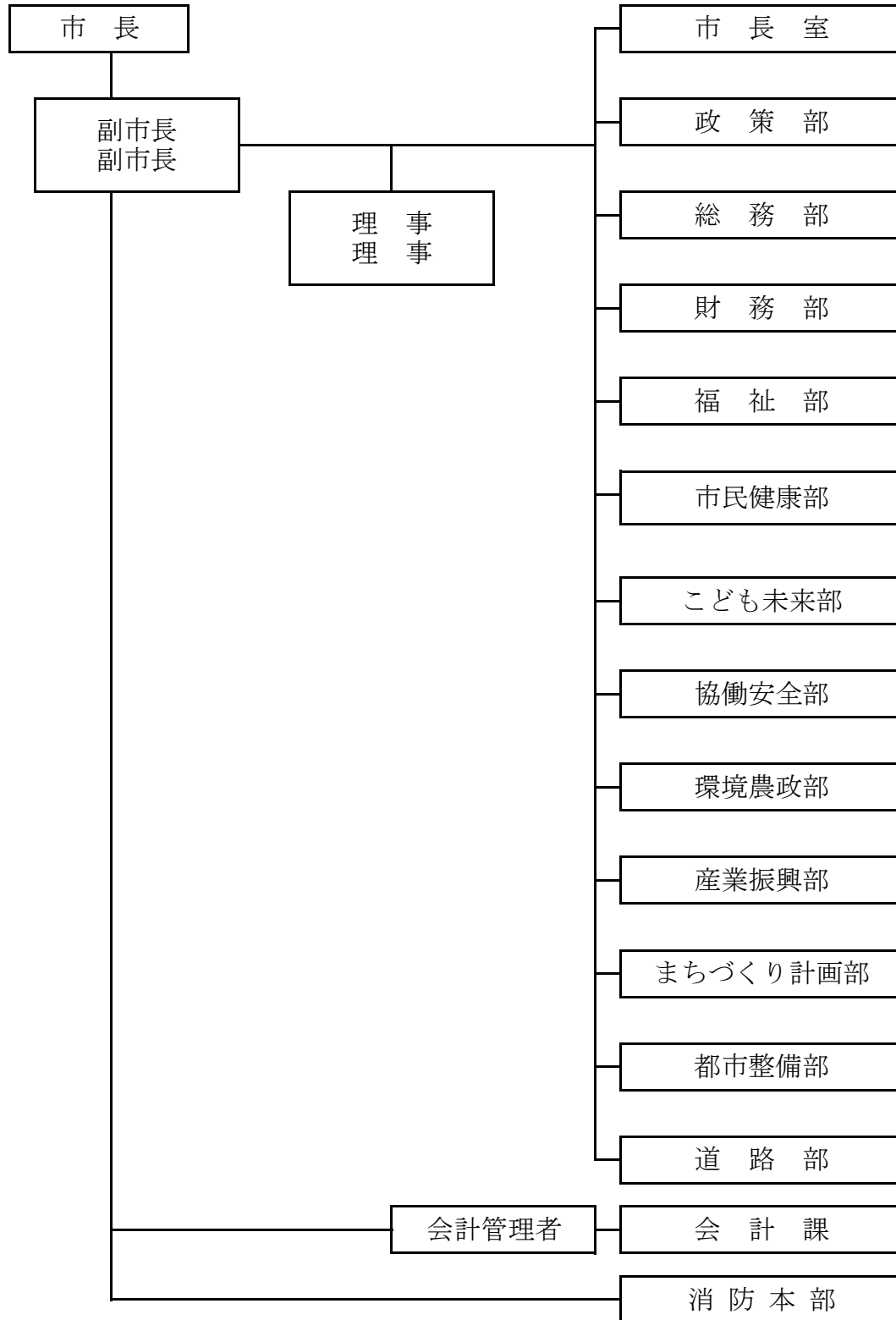
注 「連絡所」は各地区市民センター及び連絡所の発行件数

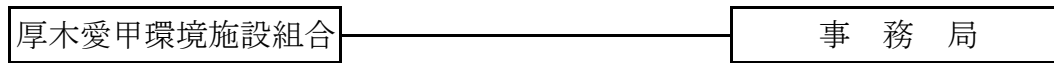
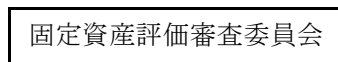
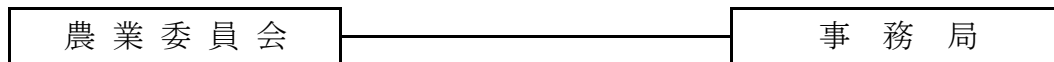
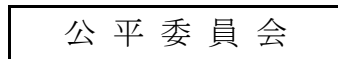
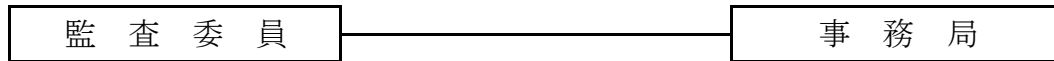
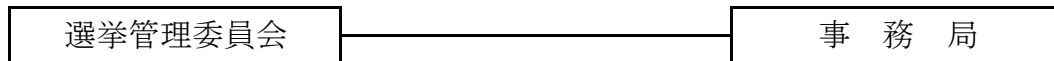
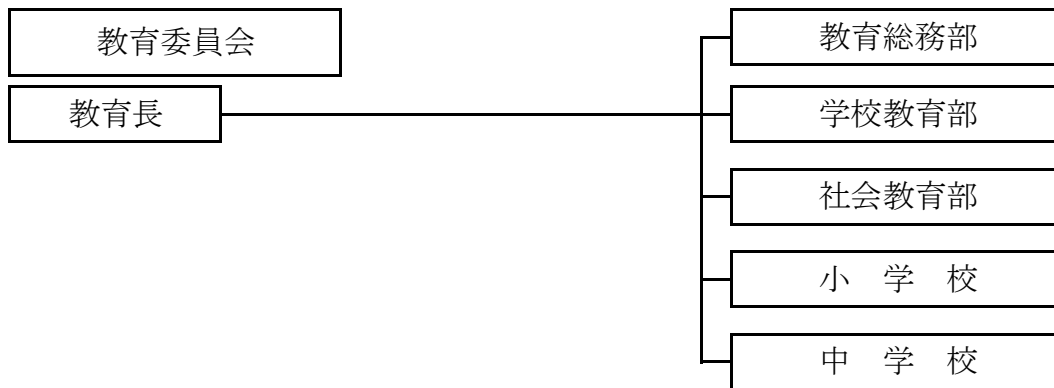
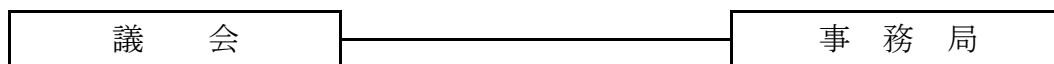
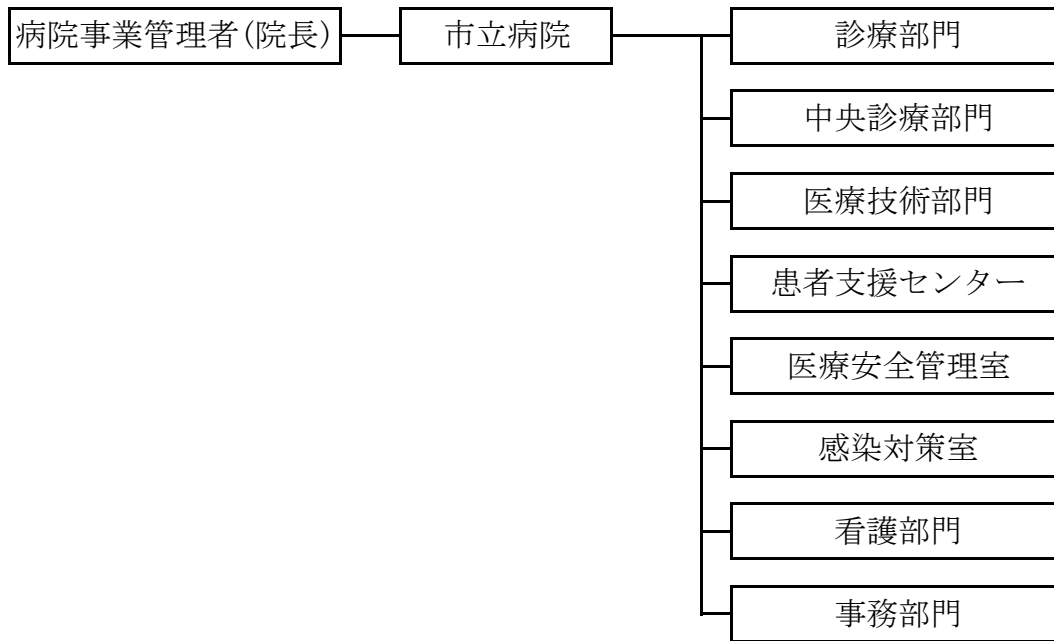
注 「\*」は手数料免除

注 「価格通知」は法422条の3に基づく価格通知（平成28年3月31日で廃止）

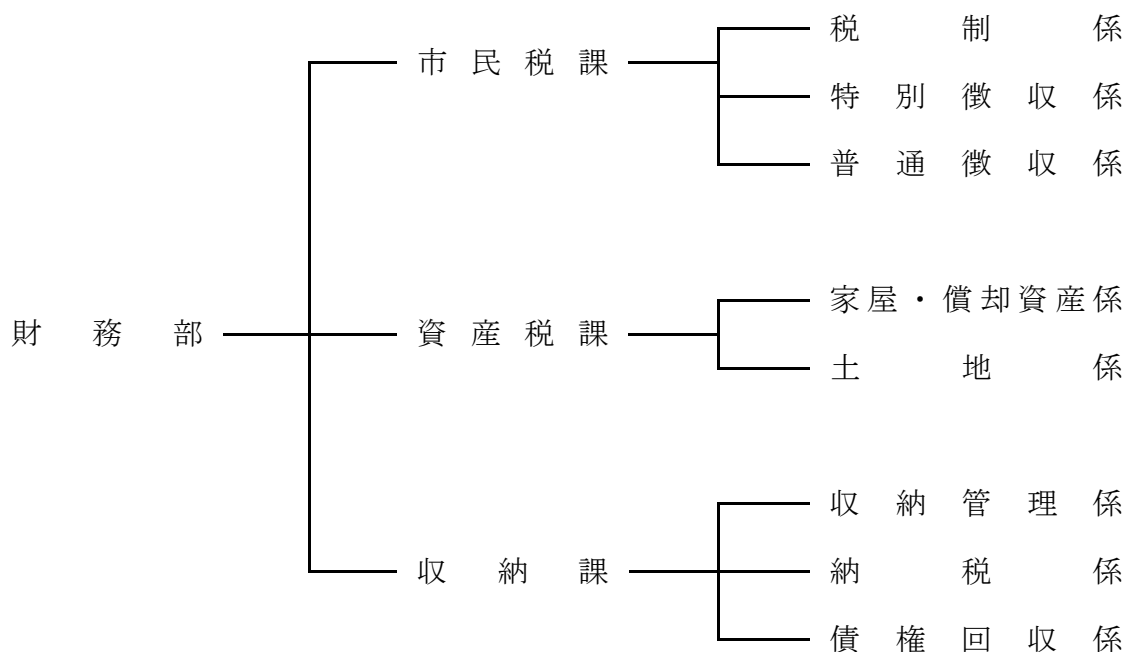
25 行政機構と税務事務分掌

(1) 行政機構図





## (2) 税務機構図



## (3) 税務事務分掌

### 【市民税課】

税制係 特別徴収係 普通徴収係

- (1) 税制に関すること。
- (2) 市税歳入計画に関すること。
- (3) 市民税、県民税、軽自動車税、市たばこ税及び入湯税の賦課に関すること。
- (4) 市税に係る諸統計に関すること。
- (5) 営業の開廃業に関すること。
- (6) 市税（固定資産税、都市計画税及び特別土地保有税を除く。）の審査請求に関すること。
- (7) 自動車臨時運行許可に関すること。
- (8) 市税及び納税に係る証明に関すること。
- (9) 特別徴収義務者の指定に関すること。
- (10) 特別徴収に係る取扱金融機関の指定に関すること。
- (11) 給与支払報告書に関すること。
- (12) 固定資産評価審査委員会との連絡調整に関すること。



## 【資産税課】

家屋・償却資産係 土地係

- (1) 固定資産税、都市計画税及び特別土地保有税の賦課に関すること。
- (2) 固定資産の評価及び価格の決定に関すること。
- (3) 土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧に関すること。
- (4) 国有資産等所在市町村交付金に関すること。
- (5) 市税（固定資産税、都市計画税及び特別土地保有税に限る。）の審査請求に関すること。

## 【収納課】

収納管理係 納税係 債権回収係

- (1) 市税及び県民税の徴収に関すること。
- (2) 市税及び県民税の窓口収納及び収納管理に関すること。
- (3) 過誤納金の還付及び充当に関すること。
- (4) 納税貯蓄組合等の指導育成に関すること。
- (5) 納税思想の普及及び啓発に関すること。
- (6) 市税及び県民税の滞納処分及び欠損処分に関すること。
- (7) 市税及び県民税の徴収の嘱託及び受託に関すること。
- (8) 市税及び県民税の納税奨励に関すること。
- (9) 納税相談に関すること。
- (10) 市税以外の公金滞納分(国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料、保育料及び下水道事業受益者負担金に係るものに限る。)の徴収及び滞納処分(他課の所管に属するものを除く。)に関すること。

## 26 税務職員係別人員調べ

(平成29年10月1日現在)

部課名	課長	係名	主幹	副主幹	主査	主任	主事	主事補	係別計	課別計
財 務 部	市民税課	1	税制係 1 (兼係長)	1	—	2	2	1	7	24
		1	特別徴収係 1 (兼係長)	—	2	1	1	2	7	
		1	普通徴収係 1 (兼係長)	—	1	3	2	2	9	
	資産税課	1	家屋・償却資産係 1 (兼係長)	3	1	3	4	—	12	22
		1	土地係 1 (兼係長)	2	2	2	2	—	9	
	収納課	1	1	収納管理係 1 (兼係長)	3	2	—	1	—	7
1			納税係 1 (兼係長)	2	3	4	1	1	12	
1			債権回収係 1 (兼係長)	2	1	1	2	—	7	
計	3		8	13	12	16	15	6		73

27 電算事務実施状況

区分		入力帳票	出力帳票	処理内容	電算処理の変遷
市 民 人	普通徴収	普通徴収課税資料 (異動分含む) 未申告者抽出用データ 申告書発送用データ等	申告書、課税台帳、 納税通知書、税額変更通知書、 入力連絡票、未申告調査票・催告状、 その他賦課事務関連帳票等	当初課税は全てバッチ処理で課税計算、帳 票類の打出し等は外部委託を行い、それ以降 の処理については、オンラインで端末より更 新し、帳票類も出力する。(但し、特別徴収 義務者への税額変更通知書及び納税義務者へ の税額変更通知書は月1回のバッチ処理で打 行い、帳票類の打出しは外部委託で行う 。)	S42. 3 電子計算機導入により当初、随時の処理開始 S45. 4 全面外部委託処理移行 S47.11 庁内処理移行作業開始 S56. 4 普通徴収OCR化 S60. 7 日本語住民情報オンライン稼働 S62. 4 税務オンライン開始 H 8. 1 二次開発税務オンライン稼働 H14. 1 新当初課税システムの稼働 H21. 4 ペイジー・コンビニ納付導入、給与特別徴収OCR化、 H21.10 年金特別徴収開始 H22. 3 個人住民税の電子申告(エルタックス)導入 H23. 3 クレジットカード納付導入(普通徴収のみ) H26. 1 税務オンライン新システム導入
	特別徴収	給与支払報告書 給与特別徴収に係る申請書 給与所得者異動届出書 給与特別徴収義務者の登録等 年金支払報告書(磁気媒体)等	給与支払報告書(総括表)、 課税台帳、税額決定通知書、 税額変更通知書、 その他賦課事務関連帳票等		
税 法 人		各申告書 更正決定通知書 開設及び異動届	発送用申告書、納付書、 更正決定通知書、課税台帳、 基本台帳、月別調定明細書	発送用申告書の作成、申告内容の検査入力、 月1回調定作成、その他更正通知書、各種 統計資料の作成	S60.12 バッチ処理開始 S62. 4 税務オンライン開始 H22. 3 法人市民税の電子申告(エルタックス)導入 H26. 1 税務オンライン新システム導入
	固定資産税	登記済通知書 都市計画生産緑地地区の変更 基本台帳・住登外登録連絡票 固定資産税・都市計画税の 共有代表者変更届出書 固定資産土地処理票 公共施設整備認定申請書 家屋課税台帳 償却資産申告書 種類別明細書 (増加資産・全資産用、減少資産用)	評価調書(課税台帳)、 固定資産価格決定(修正)通知書、 オンライン課税マスタ更新リスト、 税額変更連絡票、名寄帳、縦覧帳簿、 納税通知書、宛名変更連絡票ほか	当初課税は全てバッチ処理で課税計算、帳 票類の打出し等は外部委託を行い、それ以降 の処理については、オンラインで端末より 更新し、帳票類も出力する。	S48.11 固定資産税庁内処理移行開始 S49.10 固定資産税移行作業完了 S55. 4 OCRシステム稼働 S59. 4 オンライン化に備え家屋マスタの変更 .11 木造家屋評価計算事務にパソコンを導入 S60. 4 オンラインシステム構築開始 固定資産納税通知書のMT交換を開始 償却資産過年度計算にパソコン処理を導入 S61. 7 非木造家屋(軽量鉄骨プレハブ家屋を含む)評価計算事務にパソコンを導入 . 8 オンライン稼働テスト S62. 4 税務オンライン開始 H21. 4 ペイジー・コンビニ納付導入 H22. 3 償却資産の電子申告(エルタックス)導入 H23. 3 クレジットカード納付導入 H26. 1 税務オンライン新システム導入
	軽自動車税	軽自動車申告書 課税物件異動通知書	全件リスト、納税通知書、 税額変更連絡票、調定表、 異動届告知書、標識交付証明書、 廃車証明書、減免申請書(継続) 課税物件異動通知書、車両照会書 (課税台帳)	当初課税は全てバッチ処理で賦課計算を行 い、帳票類の作成、印字及び封入封かん等 は外部委託。随時の賦課処理については、 オンラインで端末により更新し、帳票類を 出力する。	S48. 4 課税処理開始 S56. 4 消込処理開始 S60. 7 市民課オンライン開始に伴い個人コードを宛名として使用 S62. 3 軽自動車税オンライン業務開始 . 4 税務オンライン開始 H21. 4 ペイジー・コンビニ納付導入 H23. 3 クレジットカード納付導入 H26. 1 税務オンライン新システム導入
	収納消込等	OCR納付書 パンチ消込用納付書 収納速報データ 収納確報データ 特徴収納データ・年金特徴収納データ	日計表、過不足エラーリスト、 督促状、催告書	OCR・パンチ分は、納税済通知書により収 納消込、給与特徴データ分・年金特徴分は、 収納データにより収納消込を行う。ペイ ジー・コンビニ・クレジットカード分は、速 報データにより仮消込、確報データにより本 消込を行う。また、消込に伴い、エラーリス ト等を出力し、過誤納処理を実施。未納者に ついては、督促状、催告書等を発送し、滞納 処理を行う。	S55. 4 固定資産税OCR消込開始(固定資産税COM作成) S56. 4 市県民税OCR消込開始(市県民税COM作成) S59. 6 給与特別徴収パンチ消込開始(特別徴収COM作成) S62. 4 税務オンライン開始 H21. 4 ペイジー・コンビニ消込開始 H21. 6 給与特別徴収OCR消込開始 H21.10 年金特別徴収消込開始、 H22. 5 給与特別徴収データ消込開始 H23. 3 クレジットカード消込開始 H26. 1 税務オンライン新システム導入
	口座振替	口座振替依頼書 口座振替解約届書 口座収納データ	FD請求リスト FD結果リスト 振替不能通知書	口座振替のデータをオンラインで入力し、 振替日ごとに請求リストで内容を確認振替。 手続後、振替不能通知書を作成。	(S44. 4 手落としによる口座振替開始) S60. 4 MT交換による口座振替開始 S62. 4 税務オンライン開始 H26. 1 税務オンライン新システム導入

28 市税の税率等一覧表（平成29年度）

税目	賦課期日	納税義務者	課税標準及び税率	徴収方法及び納期																																																																		
市 個 人 税	1月1日	<ul style="list-style-type: none"> <li>市内に住所を有する個人(均等割・所得割)</li> <li>市内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で当該市内に住所を有しない者(均等割)</li> </ul>	<table border="1"> <tr> <th colspan="2">税率</th> </tr> <tr> <td>均等割</td> <td>3,500 円</td> </tr> <tr> <td>所得割</td> <td>課税標準の6%</td> </tr> </table> <p>東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律により平成26年度から平成35年度まで均等割の標準税率に500円を加算。</p>	税率		均等割	3,500 円	所得割	課税標準の6%	<p>普通徴収</p> <table border="1"> <tr> <td>1期</td> <td>6月1日～6月30日</td> </tr> <tr> <td>2期</td> <td>8月1日～8月31日</td> </tr> <tr> <td>3期</td> <td>10月1日～10月31日</td> </tr> <tr> <td>4期</td> <td>1月1日～1月31日</td> </tr> </table> <p>給与特別徴収 毎月(6月～翌年5月)分徴収の翌月10日</p> <p>年金特別徴収 年金支払月分徴収の翌月10日 (本徴収10月・12月・2月 仮徴収4月・6月・8月) (10日が土・日曜日、祝日等のときは翌日)まで</p>	1期	6月1日～6月30日	2期	8月1日～8月31日	3期	10月1日～10月31日	4期	1月1日～1月31日																																																				
		税率																																																																				
均等割	3,500 円																																																																					
所得割	課税標準の6%																																																																					
1期	6月1日～6月30日																																																																					
2期	8月1日～8月31日																																																																					
3期	10月1日～10月31日																																																																					
4期	1月1日～1月31日																																																																					
民 法 人 税		<ul style="list-style-type: none"> <li>市内に事務所又は事業所を有する法人(均等割・法人税割)</li> <li>市内に寮、宿泊所、クラブその他これらに類する施設を有する法人で、当該市内に事務所又は事業所を有しないもの及び市内に事務所又は寮等を有する法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの(均等割)</li> </ul>	<table border="1"> <tr> <th colspan="2">資本金等の額</th> <th>税率</th> </tr> <tr> <td>法人税割</td> <td>5億円以上の法人</td> <td>12.1%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1億円以上5億円未満の法人・保険業法に規定する相互会社</td> <td>10.9%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1億円未満の法人</td> <td>9.7%</td> </tr> <tr> <th colspan="2">資本金等の額</th> <th>市内事務所等の従業者数</th> <th>税率</th> </tr> <tr> <td rowspan="10">均 等 割</td> <td>公共法人及び公益法人等 (地方税法の規定により均等割非課税のもの以外) 人格のない社団等(収益事業を行うもの) 資本金の額及び出資金の額を有しないもの (保険業法に規定する相互会社以外)</td> <td>—</td> <td>50,000 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1,000万円以下の法人</td> <td>50人以下のもの</td> <td>50,000 円</td> </tr> <tr> <td>50人を超えるもの</td> <td>120,000 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1,000万円を超え1億円以下の法人</td> <td>50人以下のもの</td> <td>130,000 円</td> </tr> <tr> <td>50人を超えるもの</td> <td>150,000 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1億円を超え10億円以下の法人</td> <td>50人以下のもの</td> <td>160,000 円</td> </tr> <tr> <td>50人を超えるもの</td> <td>400,000 円</td> </tr> <tr> <td>10億円を超える法人</td> <td>50人以下のもの</td> <td>410,000 円</td> </tr> <tr> <td>10億円を超え50億円以下の法人</td> <td>50人を超えるもの</td> <td>1,750,000 円</td> </tr> <tr> <td>50億円を超える法人</td> <td>50人を超えるもの</td> <td>3,000,000 円</td> </tr> </table> <p>※法人税割の税率については、平成26年10月1日以後の事業年度から適用</p>	資本金等の額		税率	法人税割	5億円以上の法人	12.1%		1億円以上5億円未満の法人・保険業法に規定する相互会社	10.9%		1億円未満の法人	9.7%	資本金等の額		市内事務所等の従業者数	税率	均 等 割	公共法人及び公益法人等 (地方税法の規定により均等割非課税のもの以外) 人格のない社団等(収益事業を行うもの) 資本金の額及び出資金の額を有しないもの (保険業法に規定する相互会社以外)	—	50,000 円	1,000万円以下の法人	50人以下のもの	50,000 円	50人を超えるもの	120,000 円	1,000万円を超え1億円以下の法人	50人以下のもの	130,000 円	50人を超えるもの	150,000 円	1億円を超え10億円以下の法人	50人以下のもの	160,000 円	50人を超えるもの	400,000 円	10億円を超える法人	50人以下のもの	410,000 円	10億円を超え50億円以下の法人	50人を超えるもの	1,750,000 円	50億円を超える法人	50人を超えるもの	3,000,000 円	<p>申告納付 事業年度終了後2カ月以内</p>																						
資本金等の額		税率																																																																				
法人税割	5億円以上の法人	12.1%																																																																				
	1億円以上5億円未満の法人・保険業法に規定する相互会社	10.9%																																																																				
	1億円未満の法人	9.7%																																																																				
資本金等の額		市内事務所等の従業者数	税率																																																																			
均 等 割	公共法人及び公益法人等 (地方税法の規定により均等割非課税のもの以外) 人格のない社団等(収益事業を行うもの) 資本金の額及び出資金の額を有しないもの (保険業法に規定する相互会社以外)	—	50,000 円																																																																			
	1,000万円以下の法人	50人以下のもの	50,000 円																																																																			
		50人を超えるもの	120,000 円																																																																			
	1,000万円を超え1億円以下の法人	50人以下のもの	130,000 円																																																																			
		50人を超えるもの	150,000 円																																																																			
	1億円を超え10億円以下の法人	50人以下のもの	160,000 円																																																																			
		50人を超えるもの	400,000 円																																																																			
	10億円を超える法人	50人以下のもの	410,000 円																																																																			
	10億円を超え50億円以下の法人	50人を超えるもの	1,750,000 円																																																																			
	50億円を超える法人	50人を超えるもの	3,000,000 円																																																																			
固定資産税	1月1日	<ul style="list-style-type: none"> <li>固定資産(土地・家屋・償却資産)の所有者</li> </ul>	<p>課税標準の1.4%</p> <p>免税点 土地30万円未満、家屋20万円未満、償却資産150万円未満</p>	<p>普通徴収</p> <p>&lt; 納期限 &gt;</p> <table border="1"> <tr> <td>1期</td> <td>5月1日～5月31日</td> </tr> <tr> <td>2期</td> <td>7月1日～7月31日</td> </tr> <tr> <td>3期</td> <td>12月1日～1月4日</td> </tr> <tr> <td>4期</td> <td>2月1日～2月28日</td> </tr> </table>	1期	5月1日～5月31日	2期	7月1日～7月31日	3期	12月1日～1月4日	4期	2月1日～2月28日																																																										
1期	5月1日～5月31日																																																																					
2期	7月1日～7月31日																																																																					
3期	12月1日～1月4日																																																																					
4期	2月1日～2月28日																																																																					
軽自動車税	4月1日	<ul style="list-style-type: none"> <li>原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車の所有者</li> </ul>	<table border="1"> <tr> <th>車種</th> <th>税率</th> <th>車種</th> <th>税率</th> <th>車種</th> <th>税率</th> </tr> <tr> <td rowspan="4">原動機付自転車</td> <td>50cc以下</td> <td rowspan="4">営業用</td> <td>通常(新税率)</td> <td rowspan="4">営業用</td> <td>通常(新税率)</td> </tr> <tr> <td>50cc超90cc以下</td> <td>経過措置</td> <td>経過措置</td> </tr> <tr> <td>90cc超125cc以下</td> <td>重課</td> <td>重課</td> </tr> <tr> <td>ミニカー</td> <td>軽課75%</td> <td>軽課75%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">小型特殊自動車</td> <td>農耕作業用</td> <td rowspan="2">軽自動車</td> <td>軽課50%</td> <td rowspan="2">軽自動車</td> <td>軽課50%</td> </tr> <tr> <td>特殊作業用</td> <td>軽課25%</td> <td>軽課25%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">軽二輪車(125cc超～250cc以下)</td> <td rowspan="2">年額</td> <td rowspan="2">四輪乗用</td> <td>通常(新税率)</td> <td rowspan="2">軽自動車</td> <td>通常(新税率)</td> </tr> <tr> <td>経過措置</td> <td>経過措置</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">二輪の小型自動車(250cc超)</td> <td rowspan="2">年額</td> <td rowspan="2">自家用</td> <td>重課</td> <td rowspan="2">自家用</td> <td>重課</td> </tr> <tr> <td>経過措置</td> <td>経過措置</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">軽自動車三輪</td> <td>通常(新税率)</td> <td rowspan="5">自家用</td> <td>重課</td> <td rowspan="5">自家用</td> <td>重課</td> </tr> <tr> <td>経過措置</td> <td>経過措置</td> </tr> <tr> <td>重課</td> <td>重課</td> </tr> <tr> <td>軽課75%</td> <td>軽課75%</td> </tr> <tr> <td>軽課50%</td> <td>軽課50%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>軽課25%</td> <td></td> <td>軽課25%</td> <td></td> <td>軽課25%</td> </tr> </table>	車種	税率	車種	税率	車種	税率	原動機付自転車	50cc以下	営業用	通常(新税率)	営業用	通常(新税率)	50cc超90cc以下	経過措置	経過措置	90cc超125cc以下	重課	重課	ミニカー	軽課75%	軽課75%	小型特殊自動車	農耕作業用	軽自動車	軽課50%	軽自動車	軽課50%	特殊作業用	軽課25%	軽課25%	軽二輪車(125cc超～250cc以下)	年額	四輪乗用	通常(新税率)	軽自動車	通常(新税率)	経過措置	経過措置	二輪の小型自動車(250cc超)	年額	自家用	重課	自家用	重課	経過措置	経過措置	軽自動車三輪	通常(新税率)	自家用	重課	自家用	重課	経過措置	経過措置	重課	重課	軽課75%	軽課75%	軽課50%	軽課50%		軽課25%		軽課25%		軽課25%	<p>普通徴収</p> <p>5月1日～5月31日</p>
車種	税率	車種	税率	車種	税率																																																																	
原動機付自転車	50cc以下	営業用	通常(新税率)	営業用	通常(新税率)																																																																	
	50cc超90cc以下		経過措置		経過措置																																																																	
	90cc超125cc以下		重課		重課																																																																	
	ミニカー		軽課75%		軽課75%																																																																	
小型特殊自動車	農耕作業用	軽自動車	軽課50%	軽自動車	軽課50%																																																																	
	特殊作業用		軽課25%		軽課25%																																																																	
軽二輪車(125cc超～250cc以下)	年額	四輪乗用	通常(新税率)	軽自動車	通常(新税率)																																																																	
			経過措置		経過措置																																																																	
二輪の小型自動車(250cc超)	年額	自家用	重課	自家用	重課																																																																	
			経過措置		経過措置																																																																	
軽自動車三輪	通常(新税率)	自家用	重課	自家用	重課																																																																	
	経過措置		経過措置																																																																			
	重課		重課																																																																			
	軽課75%		軽課75%																																																																			
	軽課50%		軽課50%																																																																			
	軽課25%		軽課25%		軽課25%																																																																	
市たばこ税		<ul style="list-style-type: none"> <li>卸売販売業者等</li> </ul>	<p>1,000本につき5,262円(旧3級品は1,000本につき3,355円)</p>	<p>申告納付 毎月翌月末日まで</p>																																																																		
特別土地保有税		<ul style="list-style-type: none"> <li>1月1日現在取得後10年を経過していない土地を市内に所有する者</li> <li>1月1日又は7月1日前1年以内に市内の土地を取得した者</li> </ul>	<p>土地の保有に対して土地の取得価格の1.4%</p> <p>土地の取得に対して取得価格の3%</p> <p>免税点5,000㎡</p>	<p>申告納付 (平成15年度以降当分の間、新たな課税は行わない)</p>																																																																		
入湯税		<ul style="list-style-type: none"> <li>入湯客</li> </ul>	<p>入湯客1人1日について 150円</p>	<p>特別徴収 毎月翌月末日まで</p>																																																																		
都市計画税	1月1日	<ul style="list-style-type: none"> <li>市街化区域の固定資産(土地・家屋)の所有者</li> </ul>	<p>課税標準の0.2%</p>	<p>固定資産税と同様</p>																																																																		

29 市税税率の変遷

区 分	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度																																																												
市民税	均等割	2,500円							3,000円																																																														
	個人所得割	200万円以下 3%		200万円以下 3%		課税標準の6% (一律)																																																																	
		200万円超え700万円以下 8%		200万円超え700万円以下 8%																																																																			
		700万円超え 12%		700万円超え 10%																																																																			
	法人均等割	資本金等の額		市内の従業者数		税 率																																																																	
		50億円を超える法人		50人を超えるもの		3,000,000 円																																																																	
		10億円を超え50億円以下である法人		50人を超えるもの		1,750,000 円																																																																	
		10億円を超える法人		50人以下であるもの		410,000 円																																																																	
		1億円を超え10億円以下である法人		50人を超えるもの		400,000 円																																																																	
				50人以下であるもの		160,000 円																																																																	
1千万円を超え1億円以下である法人		50人を超えるもの		150,000 円																																																																			
		50人以下であるもの		130,000 円																																																																			
1千万円以下である法人		50人を超えるもの		120,000 円																																																																			
上記の法人以外の法人等				50,000 円																																																																			
法人税割	昭和56年改正 法人税額の14.7% (S56.8.1以降) (課税の特例) 資本金等の額が1億円以上5億円未満である法人 13.5% 資本金等の額が1億円未満である法人等 12.3%																																																																						
固定資産税	(免税点) 土地 30万円未満 課税標準の1.4% 家屋 20万円未満 償却資産 150万円未満																																																																						
軽自動車税	昭和60年改正 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">車種区分</th> <th colspan="2">税率(年額)</th> <th colspan="2">車種区分</th> <th colspan="2">税率(年額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">四輪以上</td> <td rowspan="2">乗用</td> <td>自家用</td> <td>7,200円</td> <td rowspan="4">原動機付自転車</td> <td>50cc以下</td> <td colspan="2">1,000円</td> </tr> <tr> <td>営業用</td> <td>5,500円</td> <td>50cc超90cc以下</td> <td colspan="2">1,200円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">貨物用</td> <td>自家用</td> <td>4,000円</td> <td>90cc超125cc以下</td> <td colspan="2">1,600円</td> </tr> <tr> <td>営業用</td> <td>3,000円</td> <td>ミニカー</td> <td colspan="2">2,500円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">軽三輪</td> <td colspan="2">3,100円</td> <td>軽二輪車(125cc超250cc以下)</td> <td colspan="2">2,400円</td> </tr> <tr> <td colspan="4"></td> <td>二輪の小型自動車(250cc超)</td> <td colspan="2">4,000円</td> </tr> <tr> <td colspan="4"></td> <td>小型特殊農耕作業用自動車</td> <td colspan="2">1,600円</td> </tr> <tr> <td colspan="4"></td> <td>小型特殊特殊作業用自動車</td> <td colspan="2">4,700円</td> </tr> </tbody> </table>											車種区分		税率(年額)		車種区分		税率(年額)		四輪以上	乗用	自家用	7,200円	原動機付自転車	50cc以下	1,000円		営業用	5,500円	50cc超90cc以下	1,200円		貨物用	自家用	4,000円	90cc超125cc以下	1,600円		営業用	3,000円	ミニカー	2,500円		軽三輪		3,100円		軽二輪車(125cc超250cc以下)	2,400円						二輪の小型自動車(250cc超)	4,000円						小型特殊農耕作業用自動車	1,600円						小型特殊特殊作業用自動車	4,700円	
車種区分		税率(年額)		車種区分		税率(年額)																																																																	
四輪以上	乗用	自家用	7,200円	原動機付自転車	50cc以下	1,000円																																																																	
		営業用	5,500円		50cc超90cc以下	1,200円																																																																	
	貨物用	自家用	4,000円		90cc超125cc以下	1,600円																																																																	
		営業用	3,000円		ミニカー	2,500円																																																																	
軽三輪		3,100円		軽二輪車(125cc超250cc以下)	2,400円																																																																		
				二輪の小型自動車(250cc超)	4,000円																																																																		
				小型特殊農耕作業用自動車	1,600円																																																																		
				小型特殊特殊作業用自動車	4,700円																																																																		
市たばこ税	1,000本につき2,434円 (旧3級品は1,000本につき1,155円) 平成9年4月1日から適用		1,000本につき2,668円 (旧3級品は1,000本につき1,266円) 平成11年5月1日から適用			1,000本につき2,977円 (旧3級品は1,000本につき1,412円) 平成15年7月1日から適用			1,000本につき3,298円 (旧3級品は1,000本につき1,564円) 平成18年7月1日から適用																																																														
特別土地保有税	保有分 1.4% (免税点 5,000㎡) 取得分 3%							新たな課税の停止																																																															
入湯税	昭和52年改正 1人1日につき150円					課税免除(日帰り利用料金1,000円以下)追加 平成15年4月1日から適用																																																																	
都市計画税	課税標準の0.2%																																																																						
備考																																																																							

29 市税税率の変遷 (続き)

区 分	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度											
市民税	均等割	3,000円						3,500円													
	個人所得割	課税標準の6% (一律)																			
	法人均等割	資本金等の額			市内の従業者数		税 率														
		50億円を超える法人			50人を超えるもの		3,000,000 円														
10億円を超え50億円以下である法人			50人を超えるもの		1,750,000 円																
10億円を超える法人			50人以下であるもの		410,000 円																
1億円を超え10億円以下である法人			50人を超えるもの		400,000 円																
			50人以下であるもの		160,000 円																
1千万円を超え1億円以下である法人			50人を超えるもの		150,000 円																
			50人以下であるもの		130,000 円																
1千万円以下である法人			50人を超えるもの		120,000 円																
上記の法人以外の法人等					50,000 円																
法人税割	昭和56年改正 法人税額の14.7% (S56.8.1以降) (課税の特例) 資本金等の額が1億円以上5億円未満である法人 13.5% 資本金等の額が1億円未満である法人等 12.3%						平成26年度税制改正(H26.10.1以降に開始する事業年度分から) 法人税額の12.1% (課税の特例) 資本金等の額が1億円以上5億円未満である法人 10.9% 資本金等の額が1億円未満である法人等 9.7%														
固定資産税	(免税点) 土地 30万円未満 課税標準の1.4% 家屋 20万円未満 償却資産 150万円未満																				
軽自動車税	昭和60年改正						平成27年改正														
	車種区分		税率(年額)		車種区分		税率(年額)		車種区分		税率(年額)										
四輪以上	乗用	自家用	7,200 円	原動機付自転車	50cc以下	1,000 円	四輪以上	乗用	自家用	7,200 円	10,800 円	12,900 円	2,700 円	5,400 円	8,100 円	原動機付自転車	50cc以下	2,000 円			
		営業用	5,500 円		50cc超90cc以下	1,200 円			営業用	5,500 円	6,900 円	8,200 円	1,800 円	3,500 円	5,200 円		90cc超125cc以下	2,400 円			
	貨物用	自家用	4,000 円	ミニカー	90cc超125cc以下	1,600 円	四輪以上	貨物用	自家用	4,000 円	5,000 円	6,000 円	1,300 円	2,500 円	3,800 円	ミニカー	3,700 円				
		営業用	3,000 円		軽二輪車(125cc超250cc以下)	2,400 円			営業用	3,000 円	3,800 円	4,500 円	1,000 円	1,900 円	2,900 円		軽二輪車(125cc超250cc以下)	3,600 円			
	軽三輪		3,100 円	二輪の小型自動車(250cc超)		4,000 円	軽三輪		3,100 円	3,900 円	4,600 円	1,000 円	2,000 円	3,000 円	二輪の小型自動車(250cc超)		6,000 円				
				小型特殊農耕作業用		1,600 円									小型特殊農耕作業用		2,400 円				
				自動車特殊作業用		4,700 円									自動車特殊作業用		5,900 円				
	市たばこ税	1,000本につき3,298円 (旧3級品は1,000本につき1,564円) 平成18年7月1日から適用			1,000本につき4,618円 (旧3級品は1,000本につき2,190円) 平成22年11月1日から適用			1,000本につき5,262円 (旧3級品は1,000本につき2,495円) 平成25年4月1日から適用			1,000本につき5,262円 (旧3級品は1,000本につき2,925円) 平成28年4月1日から適用			1,000本につき5,262円 (旧3級品は1,000本につき3,355円) 平成29年4月1日から適用							
		特別土地保有税										新たな課税の停止									
		入湯税	1人1日につき150円 課税免除(日帰り利用料金1,000円以下)																		
都市計画税	課税標準の0.2%																				
備考																					

平成29年度市税概要

平成30年1月発行

発行 厚 木 市  
編集 財務部市民税課